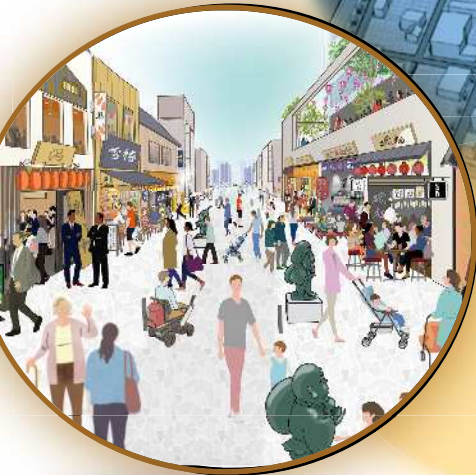




新潟駅・ 万代地区周辺 将来ビジョン



本市は2019年1月に開港150周年を迎えました。これを契機に、本市の都心が形成されるまでの都市構造の変遷を振り返り、これからの150年を見据えたまちづくりの方向性を示す「新潟都心の都市デザイン」を2018年に策定しました。さらに2020年には都心エリアを「にいがた2km」と名付け、新潟駅周辺から万代地区、古町地区、万代島地区へとつながる都心軸を中心としたエリアの一体的なまちづくりに取り組んでいます。

「新潟駅・万代地区周辺」は、県都である新潟市の陸の玄関口として新潟駅や万代シティバスセンターなど広域交通の結節拠点の機能を有し、多様な企業が集積するビジネス街でありながら、少し足を伸ばせば、みなとまち新潟を象徴する信濃川と豊かな水辺空間が広がり、大規模商業施設や魅力ある店舗が数多く立地する、賑わいあふれる地区です。

近年は、新潟駅の約60年ぶりのリニューアルが着々と進むとともに、30年近くにわたり、取り組んできた新潟駅周辺整備事業も最終盤を迎え、2022年6月に在来線の全線高架化が完了したほか、新しい万代広場も2023年から段階的に供用開始していきます。



目次

I 都市の成り立ち

- 1 都心軸と都市形成 1
- 2 新潟駅・万代地区周辺の成り立ち 2

II 新潟駅・万代地区周辺の将来ビジョン

- 1 位置づけ 3
- 2 役割 4
- 3 目標年次と対象エリア 4
- 4 キーワードの整理 5
- 5 将来ビジョン 7

III 将来ビジョンの実現に向けた方針

- 1 5つの方針 14
 - 方針1 歩行者空間づくり 15
 - 方針2 基盤づくり 16
 - 方針3 安心・安全な環境づくり 17
 - 方針4 魅力づくり 18
 - 方針5 仕組みづくり 19

また、都心軸周辺では、万代シティが約50年ぶりにリニューアルされたほか、民間ビルの建替えが複数進捗し、2021年9月に国から都市再生緊急整備地域に指定されたことも追い風となり、全国の開発業者や投資家の視線が本市の都心へ向き始めています。

都市構造の大きな転換期を迎えている今、この好機を捉え、本市が「選ばれる都市」となるためには、「にいがた2 km」の一翼を担う「新潟駅・万代地区周辺」のまちづくりの関係者や、市民の皆様と将来ビジョンを共有し、連携して取り組んでいく必要があります。

この「新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン」が目指すのは、「人を中心とする新しいまちづくり」。あなたの居場所がある、あなたと何かがつながるまち。ストリートごとの歴史や文化など、これまでの成り立ちや特色を大切に、新たな出会いや交流により、新しい魅力と価値が生まれ、新潟への愛着と誇りを醸成するようなまちを目指しましょう。



IV ストリートごとのウォークブルな将来の姿 21

V 将来ビジョンの実現に向けて

- 1 将来ビジョンの実現に向けた体制 33
- 2 将来ビジョンの実現に向けたまちづくり推進プロセス 34

(仮称) 新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン懇談会について 36

用語集 38

I 都市の成り立ち

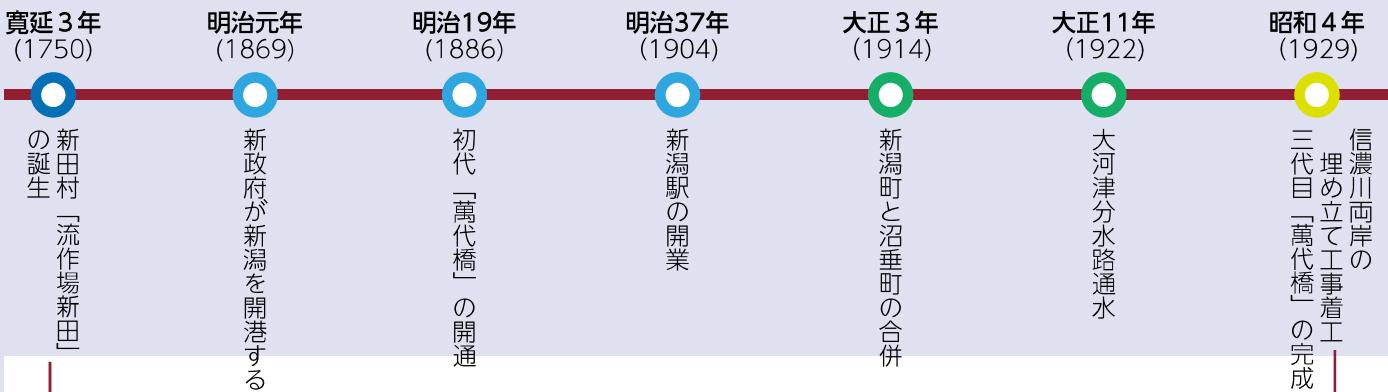
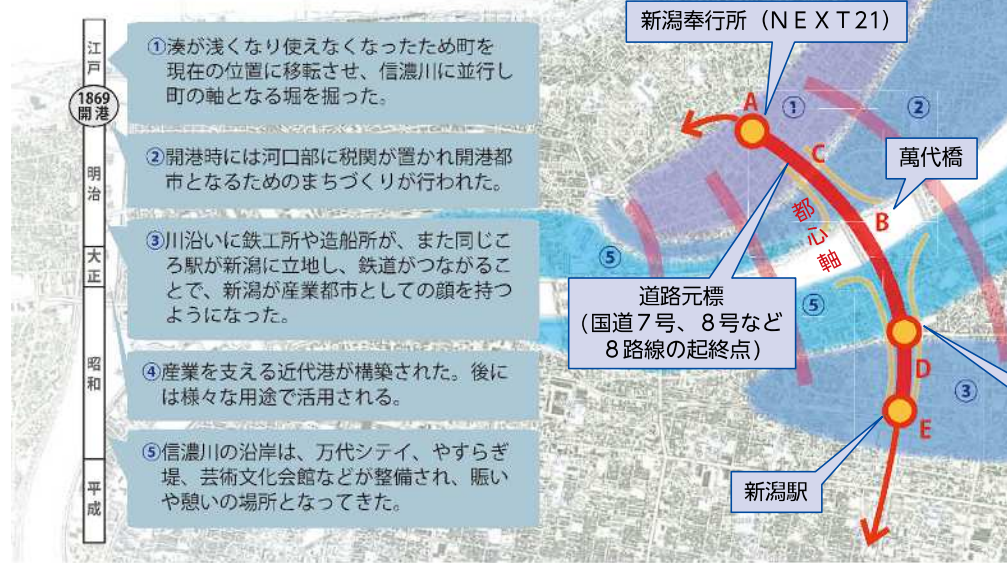


1 都心軸と都市形成

- 都心において、縦の軸として代表的かつ重要な軸が「都心軸」です。かつて奉行所があった古町から萬代橋、東大通、新潟駅へと150年かけて形成されてきた不動の軸を中心とした都心エリアは、江戸時代より湊町として栄えた歴史文化を色濃く残しながら、信濃川がもたらす魅力的な水辺の景観とともに、業務、商業、交流、広域交通の中心拠点として発展を遂げてきました。
- 今後も、この都心軸が次世代のアイデンティティとなるよう、都心のまちづくりを進めていくこととしています。

信濃川の恵みにより発展してきた新潟は、川がもたらす砂と水への対応を通じて、都心が信濃川に沿って層状に広がってきました。

(横の都市づくり：①→②→③→④→⑤)

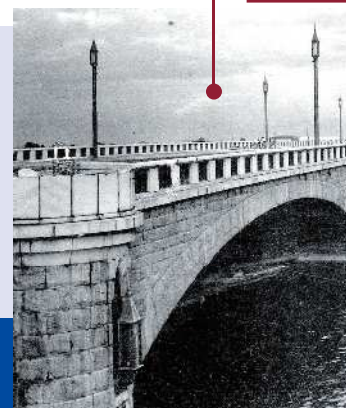


延享4年 (1747)

図 延享4年 (1747) 沼垂新潟増減立会絵図写 (部分) 「新潟市史」通史編2 近世(下)から作成、一部改変



慶応2年 (1866)



二代目萬代橋の隣に新しく架けられた 三代目萬代橋



2 新潟駅・万代地区周辺の成り立ち

一方で、信濃川の流れに向かって、垂直に交わる「都心軸」を形成し、エリアのつながりを深めることで、新潟の都心は発展の礎を築いてきました。

(縦の都市づくり：A→B→C→D→E)



(出典：新潟都心の都市デザイン)

- 信濃川の中州が寄り付いて成長し島となり、陸地へと変わっていき、1750年に新田村「流作場新田」が誕生しました。
- 1886年に初代萬代橋が開通し、1904年には信濃川沿い（現在の弁天公園付近）に新潟駅が開業しました。この頃、流作場新田は流作場に改称され、新潟町と沼垂町をつなぐ場としての機能が拡充されていきます。
- 1929年には、三代目萬代橋の完成とともに信濃川兩岸の埋立工事が行われ、現在の万代シテイに道路等の都市基盤が整備されます。
- 1954年には新潟駅前土地区画整理事業が着工し、1958年に新潟駅が現在の位置に移転。1959年には新潟駅裏土地区画整理事業の着工と都市基盤の整備が拡大され、周辺地域とのつながりにより発展してきました。
- 現在、約60年ぶりとなる新潟駅のリニューアルが進行中です。南北市街地の一体化、円滑な交通環境の確保、さらなる賑わいの創出など都心のまちづくりは次のステージへ踏み出します。

昭和29年
(1954)



新潟駅前
土地区画整理事業着工

昭和33年
(1958)



新潟駅
現在の場所へ移転

昭和34年
(1959)



新潟駅裏
(今の南口)
土地区画整理事業着工

昭和47年
(1972)



関屋分水路
通水

昭和48年
(1973)



万代シテイ
オープン

令和4年
(2022)



万代シテイの
リニューアル
新潟駅全線
高架化

進行中

万代広場の
整備
新潟駅舎
リニューアル



昭和25年 (1950) 頃



昭和44年 (1969) 頃



昭和53年 (1978) 頃

※上図は地理院地図 GSI Maps (国土地理院) の航空写真上に、目視できる街路を着色したもの

II 新潟駅・万代地区周辺の将来ビジョン

1 位置づけ

○本ビジョンは、以下のとおり位置付け、新潟駅・万代地区周辺エリアの将来の姿や方向性をより詳細に示すことで、市民、事業者、行政と広く共有するものです。

新潟市全体のまちづくり

●新潟市総合計画

●新潟市都市計画基本方針
(多核連携型の都市像)

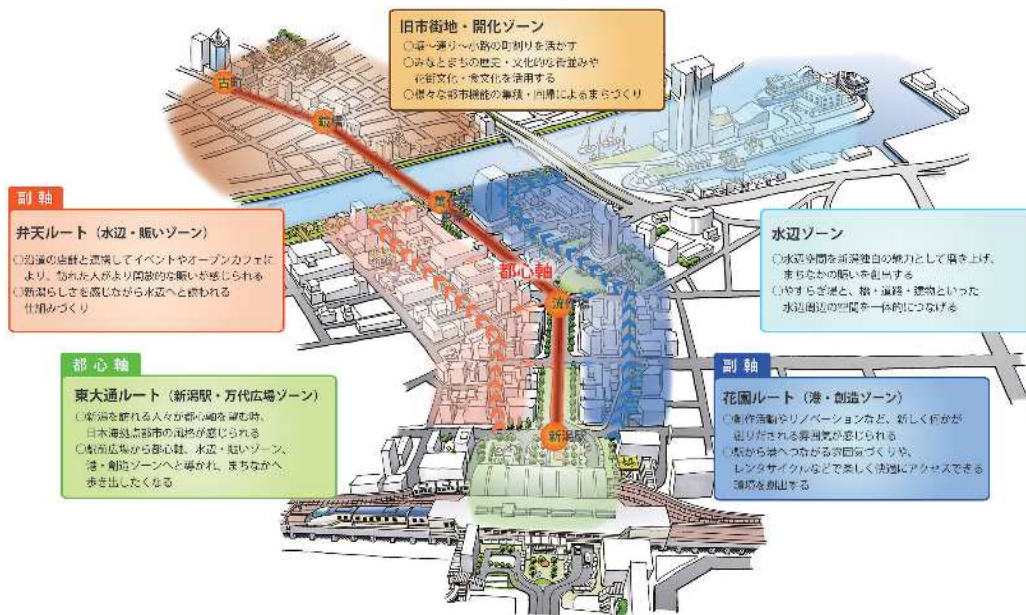
●新潟市立地適正化計画
(コンパクト・プラス・ネットワーク)

都心のまちづくり

●新潟都心の都市デザイン

開港から150年をかけて形成されたきた不動の軸（新潟駅～古町）を、次世代のアイデンティティとしていく

■新潟都心の都市デザイン



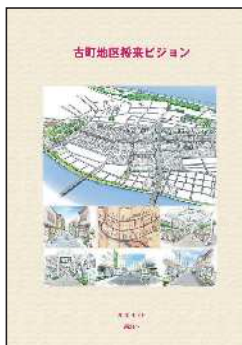
都心のまちづくり【「にいがた2km」の覚醒】

【基本方針】

- I. 人・モノ・情報の中心拠点となる 稼げる都心づくり
- II. 都心と8区の魅力・強みのコラボレーションによる 新たな価値の創造
- III. 居心地が良く、市民が主役になるまちづくり



古町地区将来ビジョン



新潟駅・万代地区周辺 将来ビジョン

万代島地区将来ビジョン



2 役割

○本ビジョンは、以下の役割を担います。

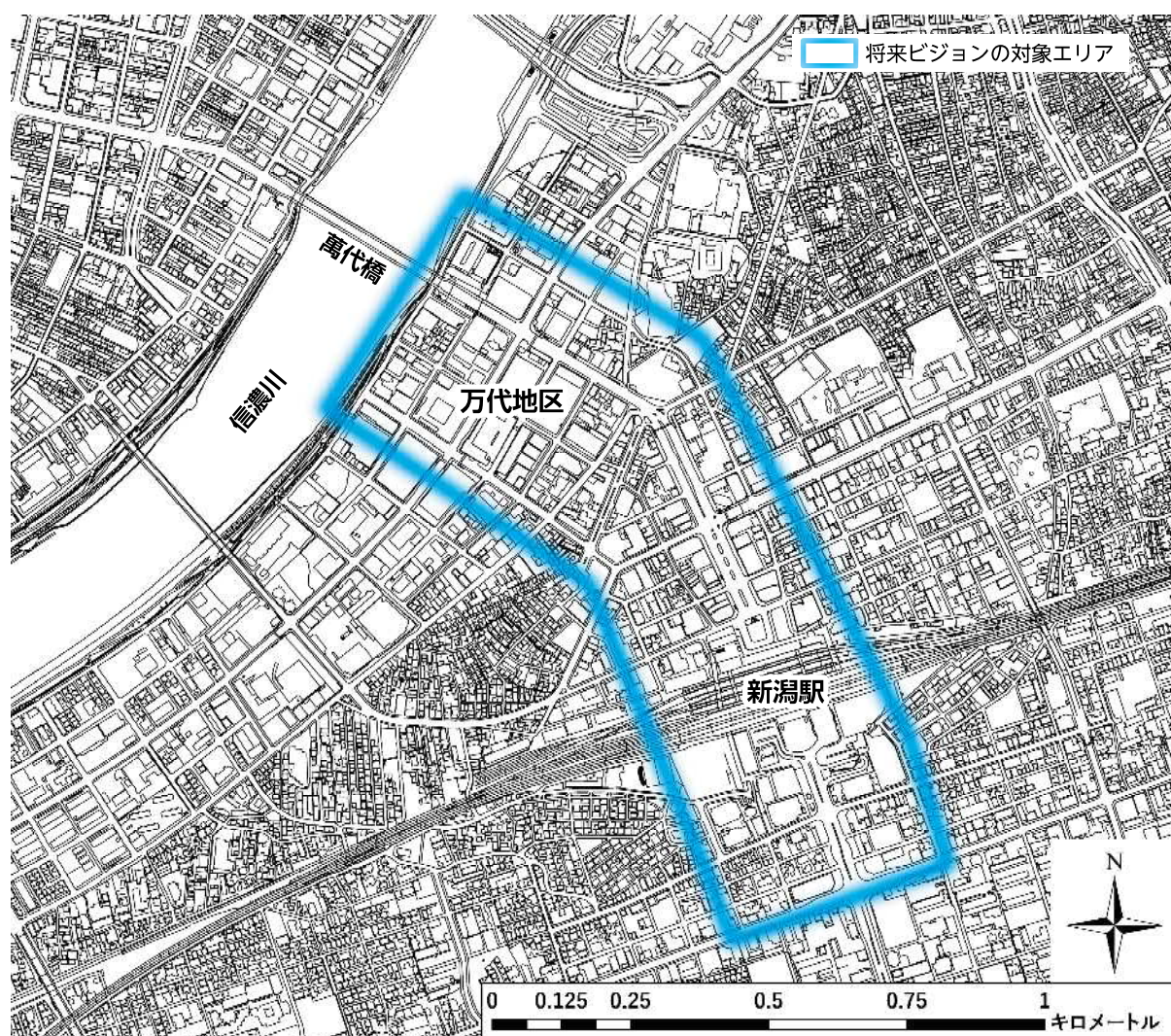
エリアの目指すべき将来の姿を共有することにより、まちづくりに対する意識と「自分ゴト」としての認識を醸成していくもの

エリアに関わる当事者が、事業や取り組みを進めるうえでの「道しるべ」にしていくもの

3 目標年次と対象エリア

○概ね**20年後**を目標年次にします。

○対象エリアは**新潟駅および万代地区の周辺を含む以下のエリア**とします。



4 キーワードの整理

○新潟駅・万代地区周辺では、新潟駅周辺整備事業による南北市街地の一体化や、都市再生緊急整備地域の指定による開発事業への気運の高まりなど、都市構造が大きく変わる節目を迎えています。一方、エリア関係者による連携意識が芽生えているものの、活動の受け皿となる連携体制が不十分であるといった課題も見えてきています。

現状

新しい生活様式

- ・新たなライフスタイルへの転換と価値観の変化
- ・選ばれる都心としての魅力発信の好機など

防災

- ・災害・感染症等に対応した安心・安全な都市環境 など

都市再生

- ・居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進
- ・まちづくりと連携した駐車場施策への転換 など

SDGs

- ・SDGsの推進 など

課題

土地建物

- ・建物の老朽化の進行
- ・低未利用地の増加（都市のスポンジ化）
- ・地価の停滞

交通

- ・交通環境の整備が不十分（鉄道による市街地の分断など）
- ・多様な交通モード間の連携が不十分

公共空間

- ・居場所となる空間や緑の空間が少ない
- ・歩行者中心の道路空間が少ない
- ・公共空間の活用が不十分
- ・冬季など新潟の気候や異常気象の対応の強化が必要

組織

- ・エリア間の連携意識は芽生えているが、連携体制は強化が必要

方向性

公共空間

- ・道路や公園、広場など公共的空間を効果的に活用
- ・多様な人々が出会い、交流が生まれる居心地の良い空間を創出 など

都市機能

- ・建物の更新にあわせ、新たな時代に対応した高次都市機能の誘導
- ・エリアの特性を踏まえた戦略的な土地利用
- ・エリア内外の企業から選ばれるビジネス拠点の形成 など

交通

- ・安全で快適に楽しく移動できる環境づくり（回遊性の向上）
- ・「歩行者・公共交通・自動車・自転車・新たなモビリティ等」の適切なバランス
- ・都心にふさわしい交通環境 など

先端技術

- ・先端技術の導入によるビジネスの生産性向上や、ライフスタイルの質の向上 など

エリア活動

- ・エリア内の多様な人材のつながりを醸成
- ・それぞれの強みを活かしながら、まちづくり活動を継続的に担う仕組みづくり など



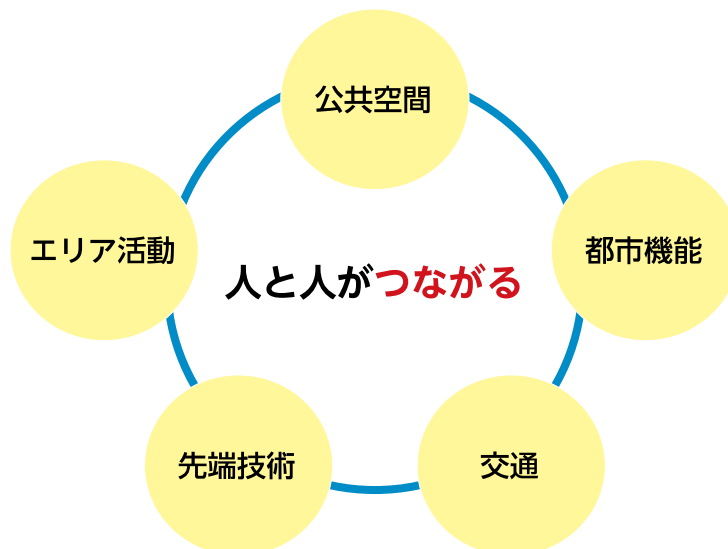
- また、都市間競争の激化や若年層の県外流出、デジタル化の進展、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応といった時代の潮流も踏まえながら、エリアの魅力と価値を向上させ、本市が「選ばれる都市」となるために将来ビジョンを共有し、官民連携によるまちづくりを推進していく必要があります。
- 改めて、時代の潮流などの「現状」を捉え、エリアの「課題」と「強み」を整理します。

Society 5.0	・DXや新たな産業創出 など	環境	・環境や社会に配慮した投資など環境意識の高まり など
関連道路	・新潟駅付近連続立体交差事業に伴う道路整備 ・万代島ルート線の整備による都心部の通過交通の転換 など		

強み			
基盤再編	<ul style="list-style-type: none">・新潟駅周辺整備事業の推進・万代シティリニューアル・都市再生緊急整備地域の指定・公民連携スマートシティの推進・中・長距離バスターミナルの進捗・次世代通信環境の整備	地域資源	<ul style="list-style-type: none">・新潟のシンボルである萬代橋とその遺構・信濃川の魅力的な水辺空間（信濃川やすらぎ堤、万代テラス等）・みなとまち、マンガ、アニメ文化などを支える市民力
		プレイヤー	<ul style="list-style-type: none">・多様な民間のプレイヤーが存在・プレイヤー間の連携意識が芽生えている・道路や水辺等の公共空間の活性化

キーワード「つながる」

方向性に沿ったまちづくりを進め、人と人が「つながる」をキーワードに新潟駅・万代地区周辺の将来ビジョンを描きます。



5 将来ビジョン

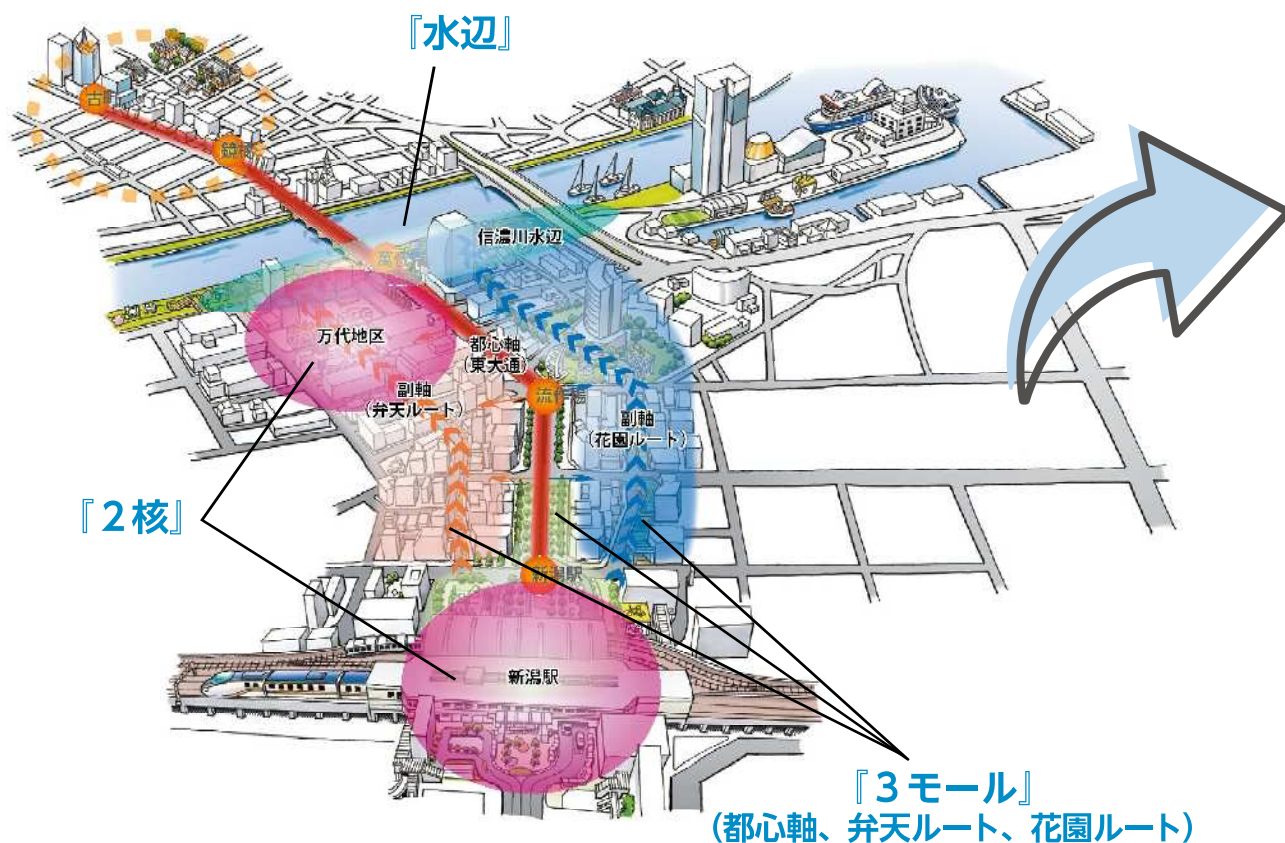
新潟駅・万代地区周辺を新たな魅力・価値が創造される『人中心のまち』へ

つながる『2核・水辺・3モール』

新潟市の陸の玄関口である「新潟駅周辺」と商業施設が集積する「万代地区周辺」の『2つの核』と、本市が誇る豊かな『水辺空間』、そして、開港から150年かけて形成されてきた不動の軸である都心軸と両副軸の『3モール』が有機的につながることによって、多様な人々が出会い交流が生まれ、新たなイノベーションから魅力や価値が創出される『人中心のまち』を目指します。

その実現に向け、特色ある10のストリートの将来の姿を描き、磨き上げ、それぞれを「つなげる」ことで、エリア全体の魅力と価値を相乗的に高めていきます。

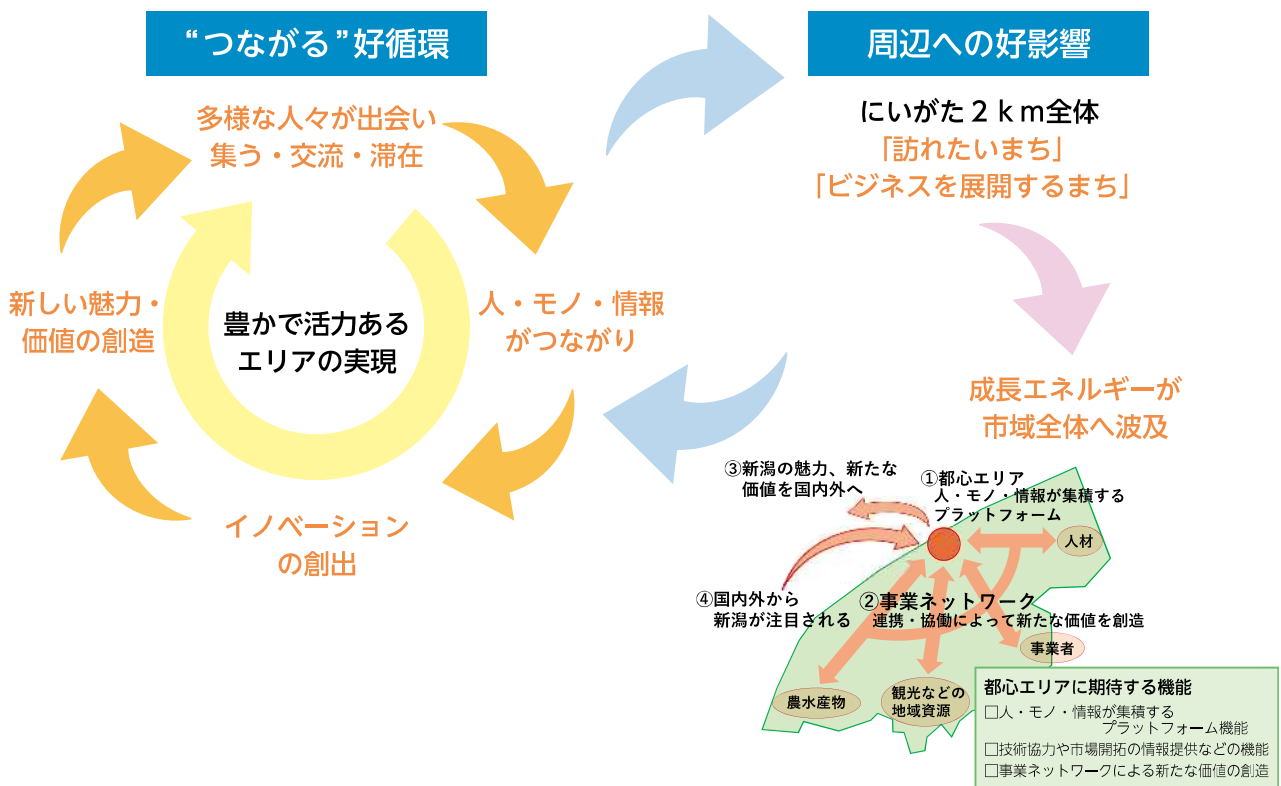
新潟駅・万代地区周辺を「特色ある10のストリート」でつなぎ、





(万代シティ中心エリアリニューアル企画書より)

新たな魅力・価値が創造される『人中心のまち』へ



都心の成長エネルギーが市域全体へ波及することで市域全体が活性化するとともに、多様な人材や関係人口とのつながりが深まり、さらに魅力あるエリアに成長していく、そのような好循環を生み出していくことを目指します。

特色ある10のストリーットの将来の姿





10のストリートの成り立ちや特色などを活かしながら、『人中心のまち』としてエリア全体が有機的につながった将来の姿を描きます。

東大通ストリート

風格と機能を併せ持つ都心の象徴的なストリート



花園ゲートストリート

駅と“みなと”をつなぐ花園ルートのゲートストリート



万代広場 (※)



駅南ストリート

交流の活発化によりイノベーションが生まれるストリート



新潟駅西ストリート

駅南北のアクセス機能を担うストリート



※万代広場は東大通ストリートに含まれます

○将来の新潟駅・万代地区周辺で、様々な人たちが過ごすある一日のシーンを描いてみました。

A 仕事・子育て・自分の時間を大事にするファミリー

①朝は快適な自転車ルートで子供を送る。



④今日の子供のお迎えはパートナー。私は夕暮れの信濃川でサップヨガ。



②駅前のコワーキングスペースで資料の整理とWeb会議。



⑤万代でゆっくりと夕食のお買い物。



③お昼は駅前広場のキッチンカーで新米おにぎり弁当を購入。緑と花に囲まれ、ピクニック気分を楽しむ。

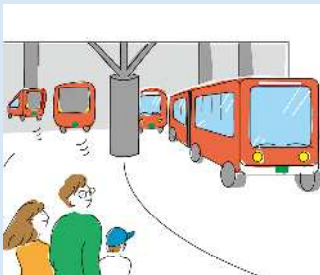


⑥帰り道、偶然、ほこみちストリートコンサートを見つけ、楽しむ♪



B 休日のファミリー

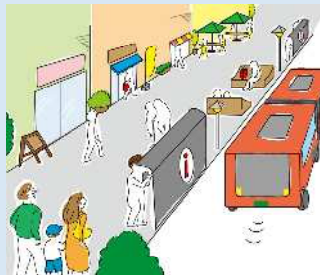
①電車で新潟駅へ。高架下交通広場（駅直下バスターミナル）は多方面への乗り換えが分かりやすく、便利。



④やすらぎ堤のオープンカフェでランチ。アプリでフードを注文。ドローンがお届け。



②東大通はリニューアルされ、居心地がよく歩いて楽しい。



⑤旧新潟駅前通は公園みたいに居心地がよい。偶然、友人家族とバッタリ。ついつい長居する。



③万代シティの大道芸を見て、アプリで投げ銭。ついでにVR店舗で気に入った商品を購入。



⑥帰りはバスで帰宅。今度は、水辺キャンパで1泊してもいいかも♪





C セカンドライフを楽しむ夫婦

- ①マンション近くの万代テラスで朝の体操に参加。コーヒースタンドで一息。
- ②新しいモビリティでランチにお出かけ。最近この通りが変わってきて楽しい。
- ③最近見つけたお店でランチ。支払いは顔認証決済だから、財布なしでOK!



- ④地域に開放されたキャンパスで、まちづくりワークショップに参加。
- ⑤旧新潟駅前通で一休み。新しい出会いが楽しい。
- ⑥帰りにストリートマーケットで買い物。あとは、宅配ロボットにお任せ。



D 新潟で学ぶ学生

- ①朝、やすらぎ堤でジョギング。ジョグポートで着替えて通学。
- ②駅近くのサテライトキャンパスで、地元しながら最先端の授業を受ける。
- ③友達と最近オープンした地産地消のお店でランチ。支払はキャッシュレス。



- ④授業の終わりに万代でショッピング。ARでまちなかアートを楽しむ♪
- ⑤新潟駅周辺のイルミネーションを堪能。
- ⑥帰りに24時間無人店舗へ。品揃えもよく、好きな時間に利用できる。

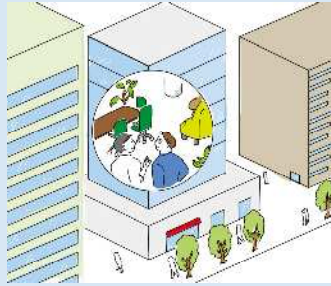


E 新潟に進出してきたIT起業家

①オフィスまでシェアサイクルを利用。専用アプリでラクラク予約♪



②東大通は高機能な新しいビルが多い。起業する仲間と新しいオフィスの下見へ。



③新たなビジネスチャンスを探り、フードテックセミナーに参加。移動はいつものキックボードでスマートに♪



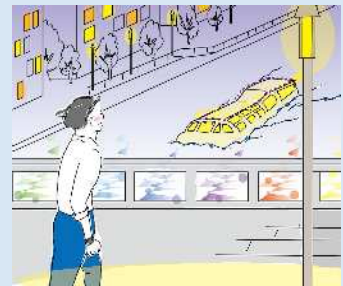
④仕事後、駅前広場で仲間と一緒にアルビの試合をパブリックビューイング。



⑤駅前のお店で盛り上がり、試合の余韻に浸る。勝利の後の地酒は格別。



⑥萬代橋からの夜景と心地よい川風を感じながら帰宅。



F 新潟を訪れた観光客

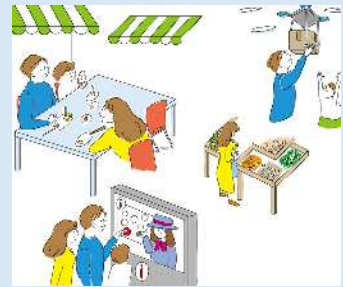
①早速「いがた2km」アプリで行き先をチェック。MaaSも活用してスムーズに乗り継ぎ。



②高架下交通広場（駅直下バスターミナル）からBRTに乗車。楽しみにしていた古町観光へ。



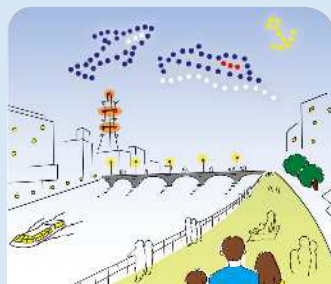
③シェアサイクルでピアBandaiへ。購入したものはドローンで配送。AIデジタルサイネージで気軽に最新情報をGET！



④信濃川沿いを歩いてやすらぎ堤へ。これが重要文化財の萬代橋か〜。ミズベリングで休憩。



⑤夜はドローンショーを鑑賞。



⑥駅前で新潟の食とお酒を堪能。近くのホテルに宿泊。明日、万代で開催される踊りの祭典が楽しみ♪



1 5つの方針

○将来ビジョンを実現するため、5つの方針を掲げます。

○持続可能なまちづくりを進めていくため、5つの方針はSDGsを意識したものとします。



▶▶▶ 居心地がよく歩きたくなる空間を形成する ◀◀◀

歩行
滞留

10のストリートで特色ある豊かな歩行空間を形成するとともに、道路・民地の双方で、都心のライフスタイルの質を高める豊かな滞留空間を創出

歩行空間や滞留空間を緑のネットワークとしても活かし、潤いある空間を形成



沿道と一体となった緑豊かで、人と公共交通が中心の東大通イメージ



通り全体を広場化した旧新大塚駅前イメージ



沿道の公開空地などオープンスペースを活用したみなとまちストリートイメージ

1階づくり
(グランドレベル)

主要な歩行者ルート沿いを中心に、沿道民地の1階部分のオープン化を促進し、多様な人々の交流を生み、歩いていても新大塚・万代地区の“らしさ”が感じられる空間を創出

ストリートの特色や将来の姿に応じた1階部分の土地利用を誘導



一体的なグランドレベルデザインのイメージ
(居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン
令和3年6月 国土交通省 都市局 まちづくり推進課)



沿道の商業施設と一体となった万代シティ通り (万代シティ中心エリアリニューアル企画書より)

移動
情報

エリア内はもとより、古町地区や万代島地区を含めた「にいがた2km」や、市内の回遊性の向上を促すため、デジタル技術も活用した案内機能の強化など、わかりやすくタイムリーな移動情報を提供

エリアの価値向上やマネジメントに資する屋外広告の柔軟な運用を検討



わかりやすい案内サインなど、安心して歩ける空間づくりのイメージ



大阪市うめきた地区における景観自主ルールに基づく屋外広告物の掲示事例

▶▶▶ まちなかの交通環境を整える ◀◀◀

道路

外郭道路ネットワーク（万代島ルート線等）を形成し、東大通等の通過交通の転換を図る
自動運転やまちづくりのDXなどデジタル技術への対応や道路空間の再編などにより、道路などの公共空間をフレキシブルに活用



万代島ルート線への転換イメージ
(写真提供元：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)



マイカーによる通過交通を抑制した公共交通と歩行者優先の通りのイメージ

モビリティ

公共交通のターミナルを中心に市内外とまちなかを結ぶ交通環境を整備
バス待ち空間や乗降スペースの確保など、公共交通サービスの質を高めるとともに、鉄道やタクシー等を含めた公共交通の連携を強化
MaaSや自動運転等の新たな技術を活用した都市交通の実現を図る
自転車や新たなパーソナルモビリティなど環境にもやさしいモビリティの交通環境を充実



新潟駅周辺整備（交通ターミナル）事業計画



質の高い公共交通サービスイメージ



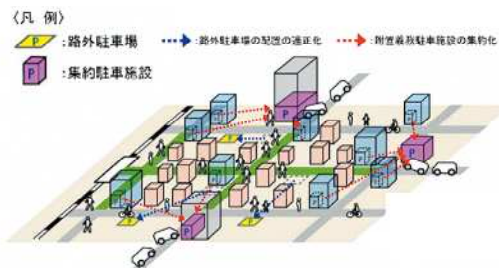
自転車やパーソナルモビリティの通行環境整備イメージ

駐車場

まちづくりと連携して駐車場の配置や出入口の位置等を誘導し、まちなかの駐車場の配置適正化を図る



駐車場の集約化イメージ（国土交通省資料）



まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン（基本編）（国土交通省資料）

▶▶▶ 安心・安全で持続可能な都市環境を形成する ◀◀◀

グリーン
インフラ

公共空間の整備や新潟都心地域開発ガイドラインに基づく民間開発などの機会を活かした、積極的なグリーンインフラの推進



様々なグリーンインフラの取組例
出典：グリーンインフラの事例（国土交通省）

省エネルギー
再生可能
エネルギー

省エネルギーに資する建物や移動手段への転換、再生可能エネルギーの活用などにより、都市の環境負荷を軽減



再生可能エネルギーの活用や緑化等を取り入れた取り組みのイメージ

防災
減災

都市機能の継続性と市民の命を守る災害への対応として、民間との連携による津波避難ビルや一時避難施設等の確保を促進
避難者の受け入れや災害備蓄など、エリアに応じた地域防災の充実を強化



災害備蓄のイメージ



津波到達時間と避難ビルの位置（中央区HP）

▶▶▶ エリア固有の資源を活かした魅力を再発見し、磨く ◀◀◀

土地利用

まちなか居住や複合的な土地利用、ストリートと一体となったオープンスペース、空き地・空き店舗等の有効活用など、ストリートの特色や将来の姿に応じた土地利用を誘導



柔軟な土地利用の連鎖的な展開
事例：富良野市 出典：市街地整備2.0（国土交通省）

ビジネス・イノベーション

柔軟な働き方や高機能オフィスに対応した多様な業種・業態の商業・業務機能を誘導
ベンチャー企業等の誘致やスタートアップ拠点の形成などを通じて、イノベーションを促進する新たなビジネス拠点を形成
メタバース、ドローンなど先端技術の活用や、DXの推進等により、ビジネスチャンスが芽生える環境づくりを推進



コワーキングスペース（MOYORe:）



NINNOと渋谷QWSに入居するベンチャーキャピタルや渋谷QWSと連携する大学機関とをデジタル技術を介してマッチング
出典：まちづくりDXの施策紹介（国土交通省）



地域整備方針に合致した容積率等の緩和が適用される取り組みのイメージ

歴史文化

信濃川、みなと、萬代橋、旧新潟駅前通などの歴史的な資源を活かした都市デザインを推進
アートやマンガ・アニメなどの文化を発信



萬代橋とメディアシップ

景観形成

ストリートごとの特色や成り立ちを活かした街並み、都市緑化の豊かな水辺空間など、みなとまちとしての活力と風格のある都市景観を形成
1階レベルのオープン化やオープンスペースを効果的に活かした景観づくりや建物のガラス面からの透過光、ライトアップ等の灯りによる上質な夜間景観づくり



夜間の景観イメージ

▶▶▶ 官民連携でまち・人を育て、発信する ◀◀◀

エリア
プラットフォーム
(地区全体)

人材と情報の出会いや、交流の受け皿となるエリアプラットフォームの構築・運営

エリア
マネジメント

エリアの魅力と価値を高めるため、各種事業を官民連携で展開しながら、人材を育成
持続的な事業運営を可能とするエリアマネジメントの手法を検討

シティ
ブランディング

エリアごとのアイデンティティを活かした魅力創出
と情報発信を行いながら、古町地区、万代島地区を
含む「にいがた2km」のシティブランディングを
推進

エリアを象徴するストリートの愛称を設定し、エリ
アイメージを強化



にいがた2kmのまちづくり
(写真提供元：国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所)

情報
発信

ポータルサイトやSNSなどの、プロモーション手法を
効果的に活用し、イベントやエリアのまちづくりなどの
情報を発信



コラム

自動車中心から人中心の都市空間への転換

○全国的な潮流 ～クルマ優先の街路からウォーカブルなストリートへ～

高度経済成長を経た現代において、ともすればクルマが優先する通行空間であった街路を、我が国の都市の形成史を踏まえつつ、今日的な我が国ならではのストリートに転換し、人々が行き交い、様々な出会いと交流が生み出されることにより、イノベーションの創出やまちの求心力の根源となるような、居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルな」ストリートとすることが、都市に求められている。

(国土交通省都市局・道路局
「ストリートデザインガイドライン (令和3年5月)」より)



○新潟駅・万代地区周辺における「人中心のウォーカブルな空間づくり」の考え方

人中心のウォーカブルな空間づくりに向けて、自動車・公共交通等の交通環境を見直し、歩行者のための空間づくりを推進していきます。

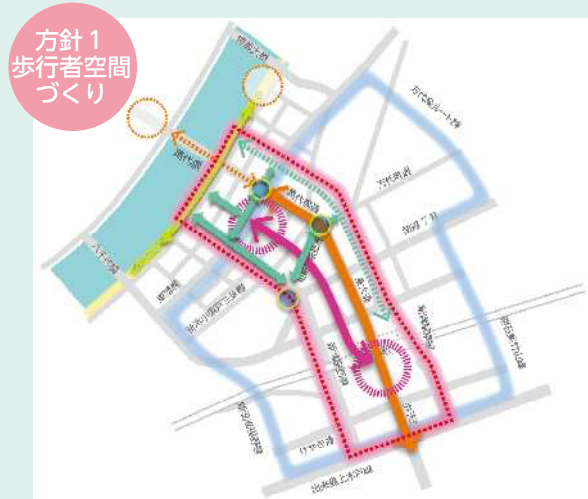
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高架下交通広場（駅直下バスターミナル）の整備完了 ■ 中・長距離バスターミナルの整備完了 ■ 万代島ルート線の概成、新潟駅西線などの都市計画道路の概成 	▶	自動車と公共交通を取り巻く環境が大きく変化します。
------	---	---	---------------------------

【歩行者のための空間への転換】

エリア内の回遊性向上と居心地が良い滞在空間の創出に向け、10のストリートの特色を活かしたウォーカブルな空間づくりを進めます。

【自動車・公共交通等の交通環境の見直し】

万代島ルート線の概成や新潟駅連続立体交差事業に伴う幹線道路整備により都心の外郭道路ネットワークが形成され、都心部の通過交通の転換を図ります。



- 凡例**
- 将来ビジョン対象エリア
 - 賑わいの家
 - 都心の中心となる都市軸 (居心地が良い滞在空間を高めるもの)
 - 核をつなぐモールとしくの軸 (歩行者の滞在快適性を高めるもの)
 - 重要な地域施設 (歴史的・自然的に重要な資産)
 - 地域資源をつなぐ歩行者ネットワーク (居心地が良い滞在空間を高めるもの)

- : 外郭道路ネットワーク
- : 面的な歩行者空間



- 凡例**
- 将来ビジョン対象エリア
 - 賑わいの家
 - 駅周辺
 - バス交通の結節点
 - 幹線道路
 - 主要区画内路
 - 鉄道

- : 外郭道路ネットワーク

IV ストリートごとのウォーカブルな将来の姿

○将来ビジョンを実現するため、10のストリートのウォーカブルな将来の姿を描きます。



ストリート

ストリートの将来の姿

① 弁天ゲートストリート

- ・弁天ルート（新潟駅前～旧新潟駅前通）

駅と万代地区・水辺をつなぐ弁天ルートのゲートストリート

～新潟の食と酒文化を体験できる昼夜ともに賑わいが連続してあふれるエリア～

② 旧新潟駅前通

- ・市道南2-47号線（流作場五差路～弁天公園）

多様な人が留まり憩う、居心地が良いパークストリート

～新たな回遊を生み出し、思い思いの多様な過ごし方を受け入れる緑豊かで居心地が良いエリア～

③ 万代シテイストリート

- ・弁天ルート（万代ガルベストン通）
- ・市道南2-2号線（万代シテイ通） など

新たな万代シテイを象徴するウォーカブルなストリート

～多様な来訪者が居心地が良く楽しく回遊できる体験型・時間消費型のエリア～

④ かわまちストリート

- ・弁天ルート（東港線～信濃川）
- ・市道八千代1号線 など

“まち”と“かわ”をつなぐ、やすらぎ堤へ誘うストリート

～商業施設や沿道開発との連携により、やすらぎ堤への新たな回遊を生み出すエリア～

⑤ 東大通ストリート

- ・東大通（新潟駅～流作場五差路）
- ・新潟駅万代口周辺（万代広場等）

風格と機能を併せ持つ都心の象徴的なストリート

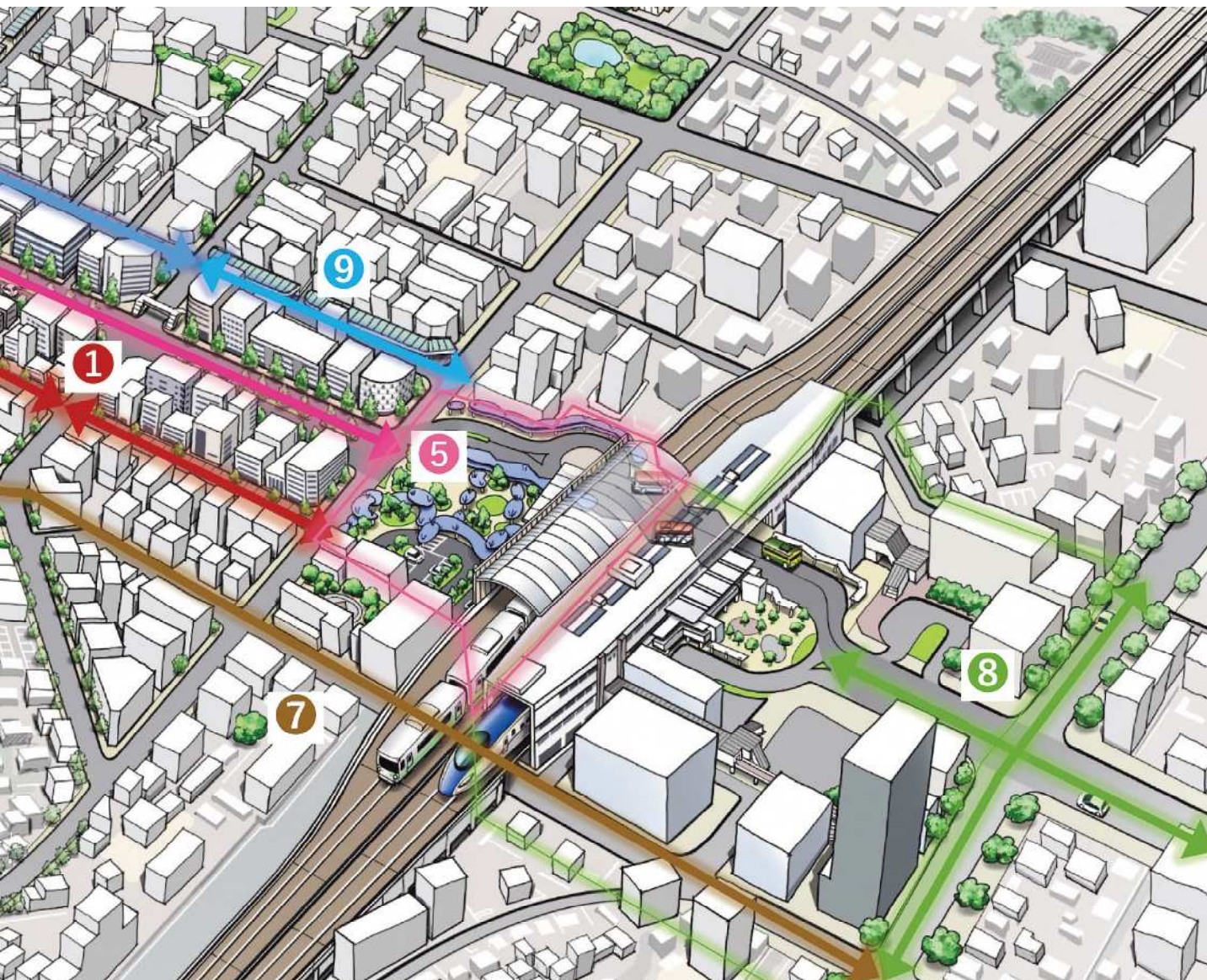
～駅とまちをつなぎ、沿道と一体となった緑豊かで居心地が良い、人中心のエリア～

⑥ 萬代橋通

- ・萬代橋通（流作場五差路～萬代橋）

駅・万代地区と信濃川、古町地区をつなぐメインストリート

～特色ある公共的空間の活用・連携により、多様な過ごし方を可能とし、都心をつなぐエリア～



ストリート

ストリートの将来の姿

⑦ 新潟駅西ストリート

- ・(都) 新潟駅西線 (笹出線～弁天公園) など

駅南北のアクセス機能を担うストリート

～駅南北の一体的な市街地の形成と

県内外のアクセス機能を担うエリア～

⑧ 駅南ストリート

- ・新潟駅南口駅前広場 (南口中央広場等)
- ・駅南線 (けやき通)
- ・弁天線 (駅南線～笹出線) など

交流の活発化によりイノベーションが生まれるストリート

～周辺施設とつながり、イノベーションの促進につながる

雰囲気のあるエリア～

⑨ 花園ゲートストリート

- ・花園ルート (新潟駅前～明石通)

駅と“みなと”をつなぐ花園ルートのゲートストリート

～都心軸の東西で対となって、新潟の食と酒を楽しむ

おもてなしエリア～

⑩ みなとまちストリート

- ・花園ルート (明石通～万代町通～東港線～信濃川)

“まち”と“みなと”をつなぐ、万代島へ誘うストリート

～万代島への快適なアクセスを担い、

商業・業務・住居など多様性のある混合土地利用エリア～

① 弁天ゲートストリート

・弁天ルート（新潟駅前～旧新潟駅前通）

ストリートの将来の姿

駅と万代地区・水辺をつなぐ弁天ルートのゲートストリート
～新潟の食と酒文化を体験できる昼夜ともに賑わいが連続してあふれるエリア～

参考イメージ



新栄テラス（福井県）
（出典：国土交通省資料）

お酒や食の文化を楽しむ
沿道店舗
和・食・酒の雰囲気づくり

歩車共存の弁天通

※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

- 方針1 沿道のグランドレベルのオープン化
- 方針2 歩車共存道路化（歩車の境界がない道路）
- 方針2 まちづくりと連携した駐車場施策への見直し（駐車場出入口の誘導等）
- 方針4 和、食、酒等の新潟文化を楽しめる店舗の充実
- 方針4 低未利用地の利活用（イベント活用など）
- 方針4 ストリート全体での統一感の醸成（景観づくりなど）

など

※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む

周辺エリアとの「つながり」

- 駅と万代地区、水辺とのつながり
 - ・駅から万代地区、水辺へと足を運んでみたくなるような沿道空間の利活用を推進する
- 花園ルートとのつながり
 - ・花園ルート側を含めた一体的な空間形成や、回遊を促す仕組みづくりを推進する

② 旧新潟駅前通

・市道南2-47号線（流作場五差路～弁天公園）

ストリートの将来の姿

多様な人が留まり憩う、居心地が良いパークストリート

～新たな回遊を生み出し、思い思いの多様な過ごし方を受け入れる緑豊かで居心地が良いエリア～

参考イメージ



※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

方針1 再整備後の道路空間を滞留・賑わい空間などとして活用(ほこみち制度等)

方針1 沿道のグランドレベルのオープン化

方針2 道路空間の再編(広場のようなストリートへ)

方針2 旧新潟駅前通を通行する自転車・車への対応

方針2 まちづくりと連携した駐車場施策への見直し(駐車場出入口の誘導等)

方針4 良好な都市景観の誘導(景観ガイドライン等)

など

※ **方針3** と **方針5** は対象エリア全体で取り組む

周辺エリアとの「つながり」

○弁天公園とのつながり

- ・弁天公園と旧新潟駅前通が一体となって憩いの空間が形成されるよう、弁天公園との連続性を意識した空間づくりと空間活用を行う

○流作場五差路とのつながり

- ・自動車交通のあり方の見直しとともに、流作場五差路との連続性を考慮し、立ち寄りたくなる魅力ある空間に転換していく(流作場五差路の歩道と一体となったまちなか広場の創出など)

③ 万代シティストリート

・弁天ルート（万代ガルベストーン通） ・市道南2-2号線（万代シティ通） など

ストリートの将来の姿

新たな万代シティを象徴するウォークブルなストリート

～多様な来訪者が居心地が良く楽しく回遊できる体験型・時間消費型のエリア～

参考イメージ

イベント時や週末は歩行者天国となり、
非日常的な雰囲気演出

道路上では大道芸や
小さな動物園などで、
親子が楽しんでいる



キッチンカーで食べ物を買って
テラス席で楽しんでいる

※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

- 方針1 道路空間を滞留・賑わい空間などとして活用（ほこみち制度等）
- 方針1 休日等は車道を含めて賑わい空間として活用
- 方針1 沿道のグランドレベルのオープン化・ガラス張りなどによる公共空間と一体となった空間づくり
- 方針4 体験型、時間消費型の都市機能を強化
など

周辺エリアとの「つながり」

- 駅と万代地区、水辺とのつながり
 - ・駅から万代地区、万代地区から水辺へと足を運びたくなるきっかけの場所として、滞留できる空間づくりを行う
- 継続的なストリートマネジメント
 - ・ほこみちを指定した道路では、沿道と一体になった道路空間の活用により、エリアの魅力向上に資する取り組みとともに、継続的なストリートマネジメントを推進する
- 万代クロッシングとの連携
 - ・万代シティ通と萬代橋通が交わる万代クロッシングとも連携した活用の可能性を検討する

※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む

4 かわまちストリート

・弁天ルート（東港線～信濃川） ・市道八千代1号線 など

ストリートの将来の姿

“まち”と“かわ”をつなぐ、やすらぎ堤へ誘うストリート

～商業施設や沿道開発との連携により、やすらぎ堤への新たな回遊を生み出すエリア～

参考イメージ



※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

- 方針1 商業施設や旧運輸局跡地の活用と一体となった歩行空間の創出
- 方針1 沿道のグランドレベルのオープン化・ガラス張りなどによる公共空間と一体となった空間づくり
- 方針2 道路空間の再編
- 方針4 水辺空間の魅力を活かしたまちなか居住
- 方針4 体験型・時間消費型の都市機能の強化
- 方針4 やすらぎ堤の視点場（大階段）へのアクセスルートとして、水辺を感じる空間づくり

など

※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む

周辺エリアとの「つながり」

○万代地区と水辺とのつながり

- ・万代地区から水辺へと歩きたくなる歩行者ネットワークの形成や空間演出を行う
- ・やすらぎ堤につながるルートとしての認知を広げ、回遊性の向上を図るため、水辺空間の取り組みとの連携を推進する。例えば、かわまちストリートから水辺方向を望む際に信濃川ややすらぎ堤を認識できる空間づくりなど

⑤ 東大通ストリート

・東大通（新潟駅～流作場五差路） ・新潟駅万代口周辺（万代広場等）

ストリートの将来の姿

風格と機能を併せ持つ都心の象徴的なストリート

～駅とまちをつなぎ、沿道と一体となった緑豊かで居心地が良い、人中心のエリア～

参考イメージ

「人と公共交通」が中心のストリートとして生まれ変わる



通過交通の転換による
段階的な空間再編

敷地内や建物壁面
屋上空地の緑が心地よい



都市の風格を感じる
都市景観

グランドレベルのファサードが
オープンで活気が滲み出している

オープンスペースで
寛いでいる

※新潟駅～明石通

※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

- 方針1 沿道のグランドレベルのオープン化・ガラス張りなどによる公共空間と一体となった空間づくり
- 方針1 新潟駅と万代広場の連続性を意識した万代広場および道路空間の活用
- 方針1 案内サインや、デジタルサイネージの充実
- 方針2 通過交通の転換（万代島ルート線への転換や、公共交通の利用促進など）と道路空間の段階的な再編への取り組み（社会実験など）
- 方針2 多様な交通手段を選択できる環境づくり（走行空間やポートの設置など）
- 方針2 まちづくりと連携した駐車場施策への見直し（駐車場出入口の誘導等）
- 方針4 業務、商業、宿泊など多様な高次都市機能の誘導
- 方針4 良好な都市景観の誘導（景観ガイドライン等）
など

※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む

周辺エリアとの「つながり」

- 新潟駅とまちのつながり
 - ・新潟駅を降りた来街者が駅からまちなかへ歩き出したくなるような、人が集まりやすい機能と空間づくりを行う
- 弁天ルート側と花園ルート側とのつながり
 - ・弁天ルート側と花園ルート側は東大通で分断されているが、エリアの回遊性向上のため、ルート間を行き来しやすいように、東大通の段階的な再編などを検討する
- まちと駅のつながり・広がり・一体感
 - ・「まちと駅のつながり・広がり・一体感」ある駅前広場としていくため、整備後の広場を活用したエリアマネジメントを推進する

6 萬代橋通

・萬代橋通（流作場五差路～萬代橋）

ストリートの将来の姿

駅・万代地区と信濃川、古町地区をつなぐメインストリート

～特色ある公共的空間の活用・連携により、多様な過ごし方を可能とし、都心をつなぐエリア～

参考イメージ

萬代橋から水辺を愛でている

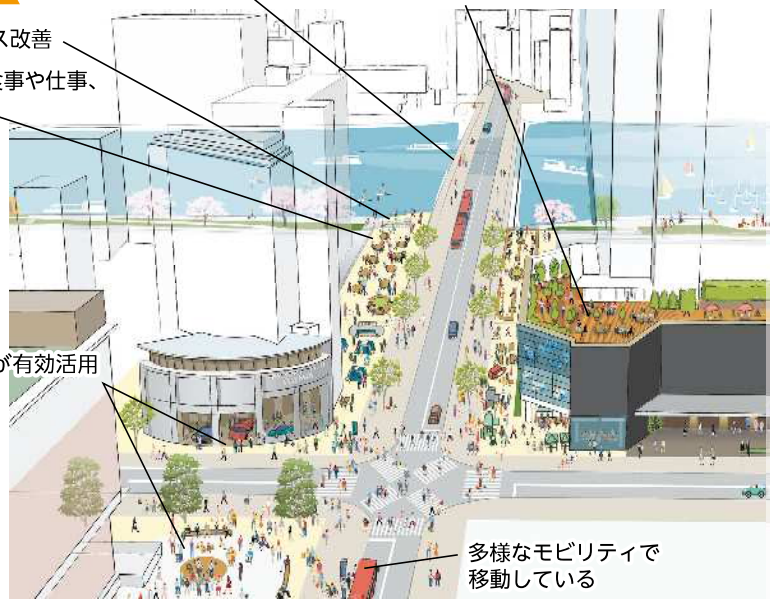
敷地内や建物壁面、
屋上の緑が心地良い

沿道の公共的空間では思い思いに過ごしている
(メディアシップ前、萬代橋橋詰など)

水辺空間へのアクセス改善

水辺を感じながら食事や仕事、
散歩をしている

オープンスペースが有効活用
されている



萬代橋橋詰広場の活用



メディアシップのオープンスペースの活用

多様なモビリティで
移動している

※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

- 方針1 沿道に点在する公共空間の特性に合わせた有効な活用と連携（社会実験等）
- 方針1 水辺空間へのアクセス改善
- 方針1 沿道のグランドレベルのオープン化
- 方針2 通過交通の転換（万代島ルート線への利用転換や、公共交通の利用促進など）と道路空間の段階的な再編への取り組み
- 方針2 多様な交通手段を選択できる環境づくり（走行空間やポートの設置など）
- 方針2 まちづくりと連携した駐車場施策への見直し（駐車場出入口の誘導等）
- 方針4 業務、商業、宿泊など多様な高次都市機能の誘導
- 方針4 良好な都市景観の誘導（景観ガイドライン等）

など

※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む

周辺エリアとの「つながり」

- 駅・万代地区と信濃川、古町とのつながり
 - ・ 駅・万代地区から信濃川やその先の古町地区まで、歩きたくなる空間づくりや、多様な交通手段を選択できる環境づくりを図る
- 万代地区周辺と万代島をつなぐ
 - ・ 沿道の地域が萬代橋通によってつながり、各エリアの回遊を促すような沿道の公共的空間を活用した賑わいの創出を図る
- 水辺空間とのつながり
 - ・ 萬代橋通からやすらぎ堤や万代テラスへのアクセスを改善し、水辺空間との一体感の醸成を図る

⑦ 新潟駅西ストリート

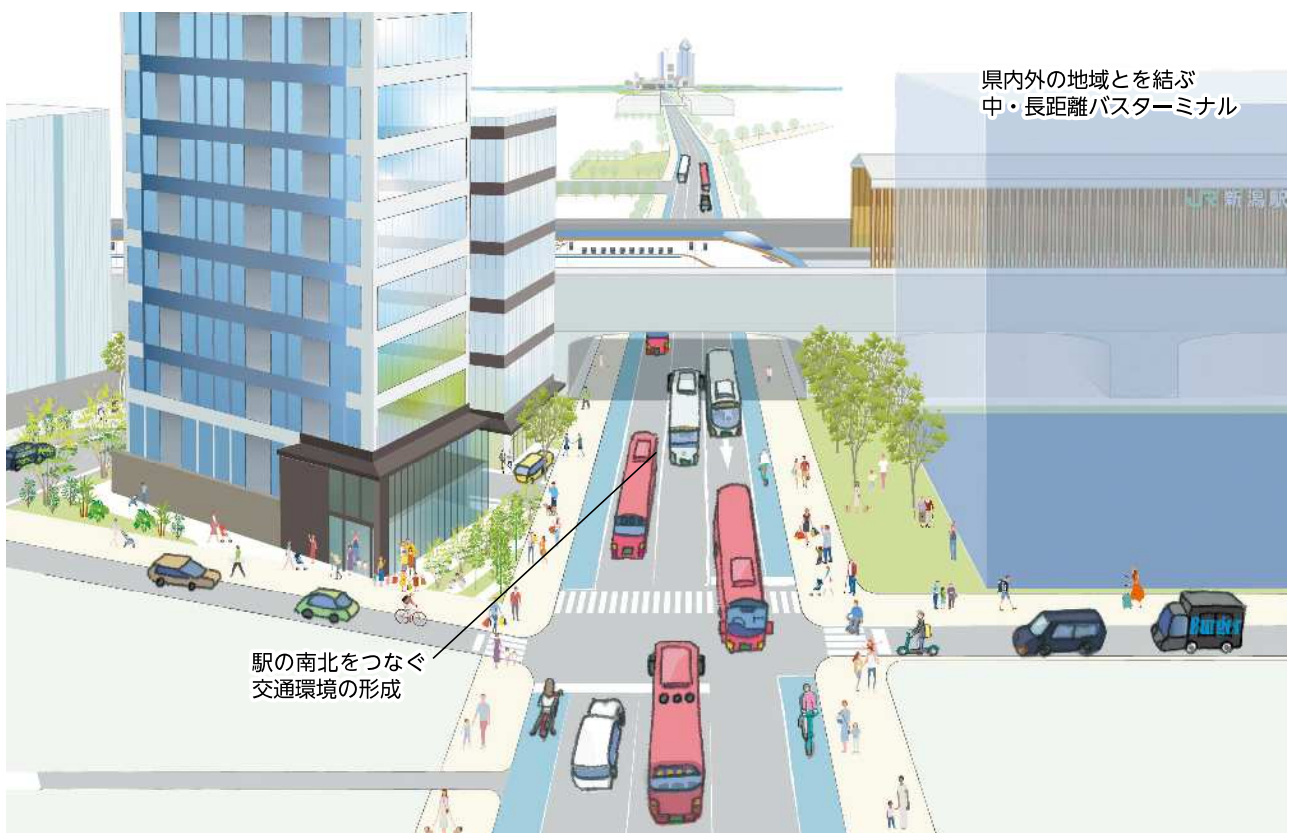
・(都)新潟駅西線(笹出線～弁天公園) など

ストリートの将来の姿

駅南北のアクセス機能を担うストリート

～駅南北の一体的な市街地の形成と県内外のアクセス機能を担うエリア～

参考イメージ



※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

- 方針2 新潟駅西線の整備(バリアフリーに配慮した歩道や自転車道の整備)
- 方針2 中・長距離バスターミナル等の整備
- 方針2 駅の南北をつなぐ交通環境づくり(バス、自転車など)
- 方針4 南北市街地の一体化による沿道土地利用の活性化など

※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む

周辺エリアとの「つながり」

- 南北市街地をつなぐ
 - ・鉄道高架下を横断する幹線道路を整備することで、南北市街地の一体化や、駅へのアクセス機能の向上、駅周辺の渋滞解消を図る
- 駅と郊外地域、他都市をつなぐ
 - ・中・長距離バスターミナルのアクセス道路として、駅と郊外地域や他都市をつなぐ役割を担う

8 駅南ストリート

・新潟駅南口駅前広場（南口中央広場等） ・ 駅南線（けやき通） ・ 弁天線（駅南線～笹出線） など

ストリートの将来の姿

交流の活発化によりイノベーションが生まれるストリート

～周辺施設とつながり、イノベーションの促進につながる雰囲気のあるエリア～

参考イメージ

南口中央広場や歩道空間がイベント等に有効活用されている

けやき通りではおしゃれな個店が立ち並び、楽しい空間が形成されている

高架下交通広場（駅直下バスターミナル）により駅南北の移動がスムーズに

民間による起業支援や、ITを中心とした企業が集積

※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

方針1 南口中央広場や道路空間等を滞留・賑わい空間などとして活用

方針1 駅前における案内サイン、デジタルサイネージの充実

方針4 イノベーションの創出や、スタートアップ拠点の形成

など

周辺エリアとの「つながり」

○駅北側とのつながり

・ 駅南北の回遊性向上につながる取り組みを推進する

○駅南側のスタジアム等とのつながり

・ 駅周辺を含め、まちなかでもスポーツ観戦等による熱気を味わえるような、取り組みを推進する

○まちと駅をつながり・広がり・一体感

・ 「まちと駅をつながり・広がり・一体感」ある駅前広場としていくため、整備後の広場を活用したエリアマネジメントを推進する

※ **方針3** と **方針5** は対象エリア全体で取り組む

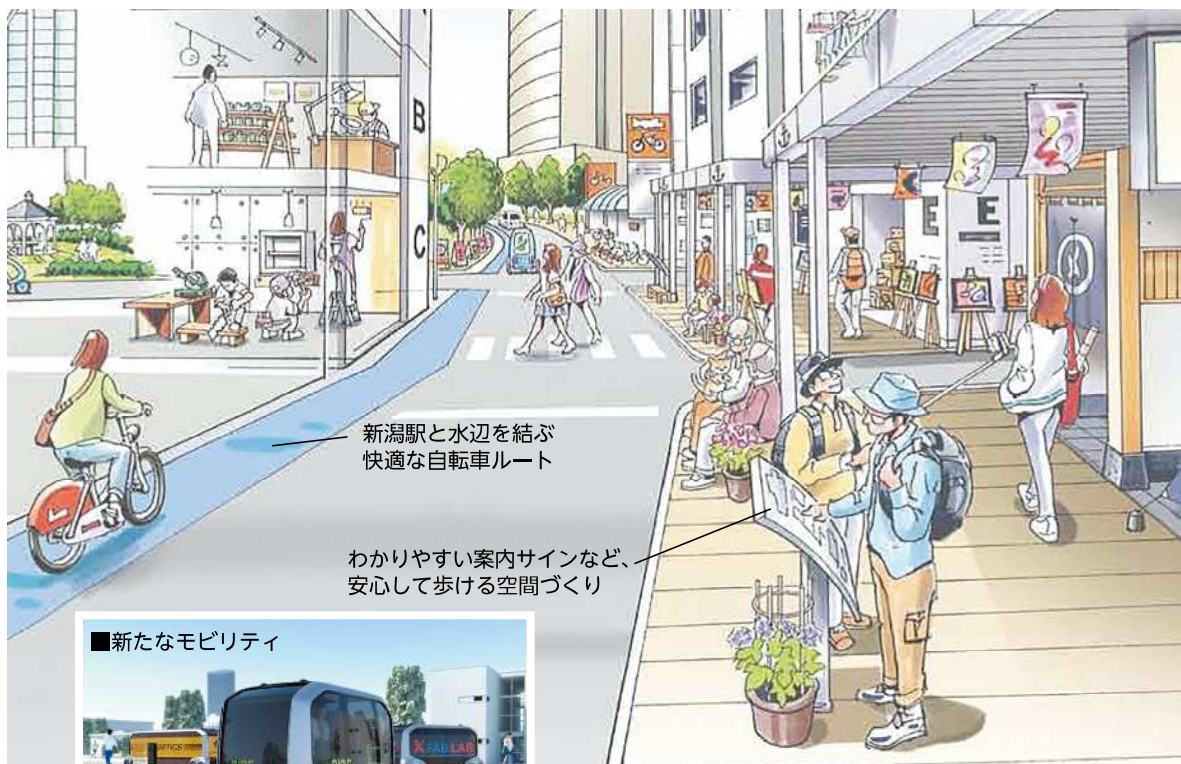
⑨ 花園ゲートストリート

・花園ルート（新潟駅前～明石通）

ストリートの将来の姿

駅と“みなと”をつなぐ花園ルートのゲートストリート
～都心軸の東西で対となって、新潟の食と酒を楽しむおもてなしエリア～

参考イメージ



※参考イメージは、あくまでイメージです。



【出典】国土交通省

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

- 方針1 “みなと”への案内サインの充実
 - 方針2 自転車や新たなモビリティ通行環境づくり
 - 方針4 安心して、新潟の食と酒を楽しめる繁華街としての環境づくり
- など

※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む

周辺エリアとの「つながり」

- “みなと”とのつながり
 - ・連続した自転車走行環境の確保や案内サインなどにより、“みなと”へとつながる雰囲気づくりや楽しく快適にアクセスできる環境を創出する
- 弁天通とのつながり
 - ・東大通を挟んで対となった副軸を形成する弁天通との連携を図る

⑩ みなとまちストリート

・花園ルート（明石通～万代町通～東港線～信濃川）

ストリートの将来の姿

“まち”と“みなと”をつなぐ、万代島へ誘うストリート

～万代島への快適なアクセスを担い、商業・業務・住居など多様性のある混合土地利用エリア～

参考イメージ

ものづくりの工房が入居している

新たなモビリティが安全に通行できる環境が整っている



立体駐車場の1Fは店舗利用されている

公開空地を活用したオープンカフェやマルシェが行われている

※参考イメージは、あくまでイメージです。

将来ビジョンの実現に向けた取り組みイメージ

方針1 沿道の公開空地などオープンスペースの活用による居心地よい空間づくり

方針1 “みなと”への案内サインの充実

方針2 自転車や新たなモビリティの通行環境づくり

方針4 商業・業務と住居の機能を適度に共存

方針4 沿道の低未利用地など、緩やかな土地利用の更新など

周辺エリアとの「つながり」

○新たな魅力の創出によるまちなか居住の促進

- ・商業・業務・住居などが混在する多様性をアイデンティティとして、新たな魅力を創出する取り組みにより、まちなか居住を促進する

○エリア関係者間のつながり

- ・宿泊施設事業者や駐車場などのエリア関係者と将来の姿を共有し、具現化に向けた連携した取り組みを推進する

○“みなと”とのつながり

- ・万代島へ歩きたくなる雰囲気や、楽しく快適にアクセスできる環境を創出する

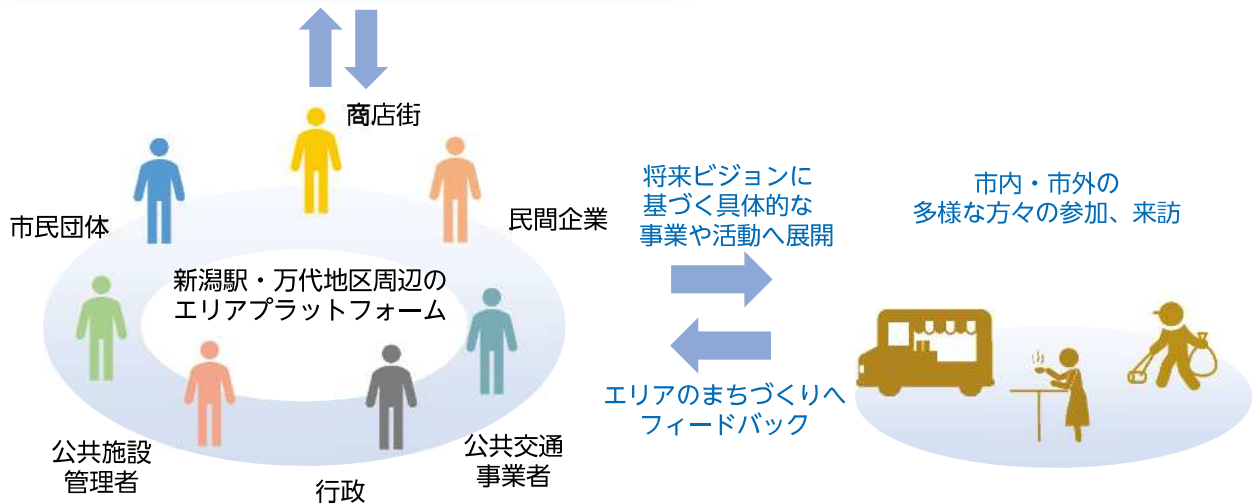
※ 方針3 と 方針5 は対象エリア全体で取り組む



1 将来ビジョンの実現に向けた体制

- 「新潟駅・万代地区周辺」には、民間企業、商店街、交通事業者、市民団体など、多様な主体が存在し、精力的に活動しています。こうした多様な主体が連携するための場や機会を増やすことで、エリア全体で情報共有や連携した取り組みを活性化できる可能性があります。
- 今後は、将来ビジョンを共通の目標として、その実現のために多様な主体同士が情報共有や連携することを目的に「**エリアプラットフォーム**」を構築します。
- エリアプラットフォームは、設立後の当面の間、主要な事業者等が参加し、エリアに関連する情報の共有、将来ビジョンに基づく施策や取り組みの進捗確認、今後の取り組み予定の共有等を行います。
- ゆくゆくはエリアに関わる、より幅広い主体が参加するようなプラットフォームの仕組みにより、多様な連携を促進するとともに、必要に応じてエリアマネジメントを実施する組織について検討していきます。さらにエリア内外（古町、万代島、市域全体、市外・県外・世界）の連携を強化し、**さまざまな「つながり」を創出し、新たな魅力・価値が創造される『人中心のまち』を目指します。**

新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン



2 将来ビジョンの実現に向けたまちづくり推進プロセス

- 将来ビジョンの実現に向けた取り組みの実施や、官民連携による推進体制の構築に向けた推進プロセスを以下のとおり整理します。
- 将来ビジョンに位置づけた10のストリートのうち、既に新潟市で取り組みを推進しているものや短期的に効果発現が期待されるもの、周辺の取り組みと一体的に実施することが効率的・効果的なものについて取り組み、民間事業と連動しながら推進していきます。
- 実施した取り組みで得られた成果や課題等を踏まえ、他のストリートへの展開を図るとともに、道路空間の再構築などハード事業の実施や、民間開発への支援、景観ガイドラインに基づく景観誘導などの各種ソフト施策の運用を順次進めていきます。
- まちの発展・成熟や社会情勢の変化等に応じて常に更新していくものとします。

		短期	中期	長期
新潟駅・万代地区周辺 将来ビジョン		ビジョン策定	適宜更新	
将来ビジョンの実現に向けた取り組み	公共空間の再編 (東大通、旧新潟駅前通、石宮公園等)	社会実験の実施	順次、計画・設計・整備	
	交通環境の充実 (中・長距離バスターミナル、高架下交通広場(駅直下バスターミナル)の整備等)	調査・設計・整備	順次運用開始	
	まちづくりと連携した駐車場施策への見直し	調査・設計・策定	運用	
	良好な都市景観の誘導 (景観ガイドライン等)	調査・設計・策定	順次運用	
	公共空間利活用の推進 (万代シテイ等)	社会実験	制度活用による運用(ほこみち制度等)	
	エリアマネジメントの推進 (駅前広場)	整備	順次運用	
官民連携による推進体制の運営		エリアプラットフォームの運営 官民連携事業などの展開	エリアプラットフォームの成熟化 エリアマネジメント事業の展開 官民連携事業などの継続化	



『新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン』について

～（仮称）新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン懇談会アドバイザー

國學院大學教授 西村幸夫氏から～

新潟の都心は、開港から150年かけて信濃川に向かって層状に拡がり、それらの市街地が縦の軸によって深くつながり発展してきた。縦の軸は、旧市街地（古町）と新市街地（新潟駅・万代地区周辺）を結び、今も変わらず近代の不動の軸として都心の発展に寄与してきた。そのような都市は稀有である。

新市街地の核を成す新潟駅周辺と万代地区周辺の「2核」を結び、「水辺」へとつながる都心軸と2つの副軸から成る「3モール」を形成することは、古町と一体となった都心の更なる拠点化に向けて不可欠である。

新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンは、これまでの歴史の蓄積の中で現在の新市街地が形成されてきたことを再認識し、その先に将来の姿を描き、関係者とともにエリア固有のまちづくりに取り組むためのものである。

また、このエリアには、信濃川という「みなとまち新潟」を象徴する水辺空間がある。それを意識して、水辺まで行けることが重要であり、水辺が身近にあることを伝える工夫が必要である。

この将来ビジョンでは、エリア内の10のストリートに着目し、その性格や特色を活かそうとしている。訪れる人々が異なる特色を持つストリートの多様な魅力を体感し、新たな発見や出会い、交流を楽しみながら回遊し、水辺まで行けるように将来ビジョンでは工夫されている。

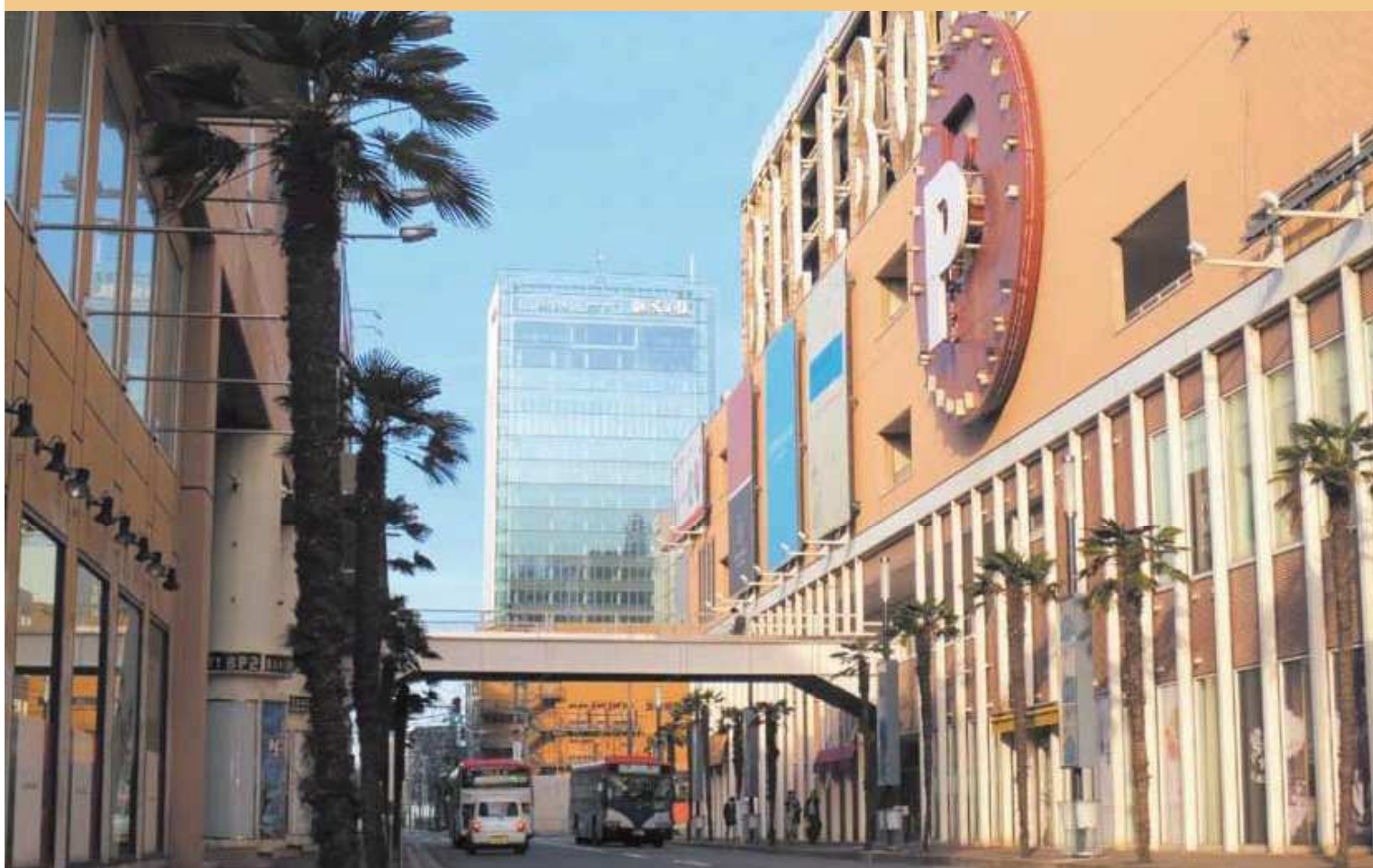
将来ビジョンを描く過程では、新潟を愛する関係者による熱心な議論が積み重ねられた。そのような議論を経て策定された将来ビジョンを実現するために、関係者が集い、まちづくりの連携を図る「エリアプラットフォーム」が形成されることは自然な流れである。

今後も、市民や関係者の皆さんがまちの将来ビジョンを共有することで、多様な連携による新しい活動を創出し、古町地区を含めた新潟の都心を牽引する魅力あふれるまちづくりが展開されることを期待したい。

令和5年3月
西村幸夫

新潟市屋外広告物条例の あらまし

～景観と調和した広告物をめざして～



令和3年10月

新 潟 市

●目次

はじめに	1
1.屋外広告物とは	2
2.適法な屋外広告物を設置するには	3
①禁止広告物	4
②広告物の規格	4
③許可地域	4
④禁止地域	5
⑤禁止物件	6
⑥適用除外	7
⑦許可手続き	8
⑧景観事前協議・その他の関係法令	9
⑨規格基準	10
⑩罰則	14
3.屋外広告物(看板等)を出される方へ	14
4.屋外広告業を営むみなさんへ	15
5.許可申請に必要な書類	16
許可申請手数料・許可期間	17

はじめに

屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を与え、また、まちに活力をもたらすなど、私たちの生活にかかせないものとなっています。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫しますと、景観はもとより、事故などの問題も発生します。

近年の景観に対する市民意識の向上を受け、より一層都市や自然の景観に調和し、安全な広告物を設置いただくため「新潟市屋外広告物条例」を改正しました。

このあらましは、そのルールを関係者の方々をはじめ、市民のみなさまにもご理解いただくためにわかりやすく解説したものです。

これを機会に、屋外広告物への関心をより深めていただき、四季映える美しい新潟のまちづくりへのご協力をお願いいたします。

※「新潟市屋外広告物条例(以下、条例とする。)」は新潟市内に設置される**すべての屋外広告物**に適用されます。

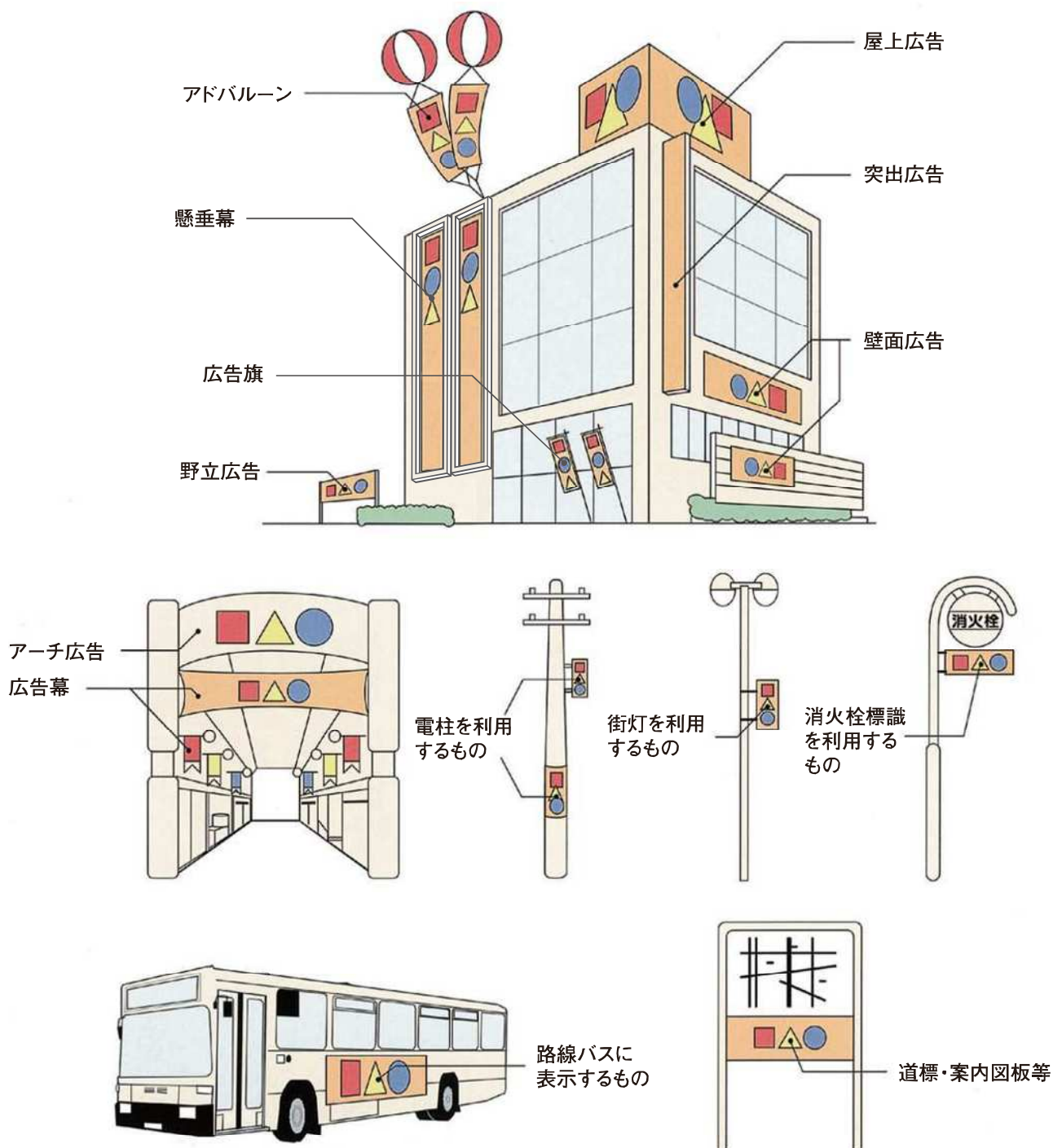


1.屋外広告物とは(条例第2条)

屋外広告物とは、「屋外の看板やはり紙などで、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示されるもの」で、内容が営利的なものかどうかは問いません。設置されている場所が、自己の敷地内でも該当します。

つまり、商業広告だけではなく案内板や建物の壁にかかれた企業のシンボルマークなども屋外広告物ということになります。また、屋外広告物等は、都市や自然の景観を害したり、市民に対して危害を及ぼしたりしないものでなければなりません。具体的には以下の図のようなものがあります。

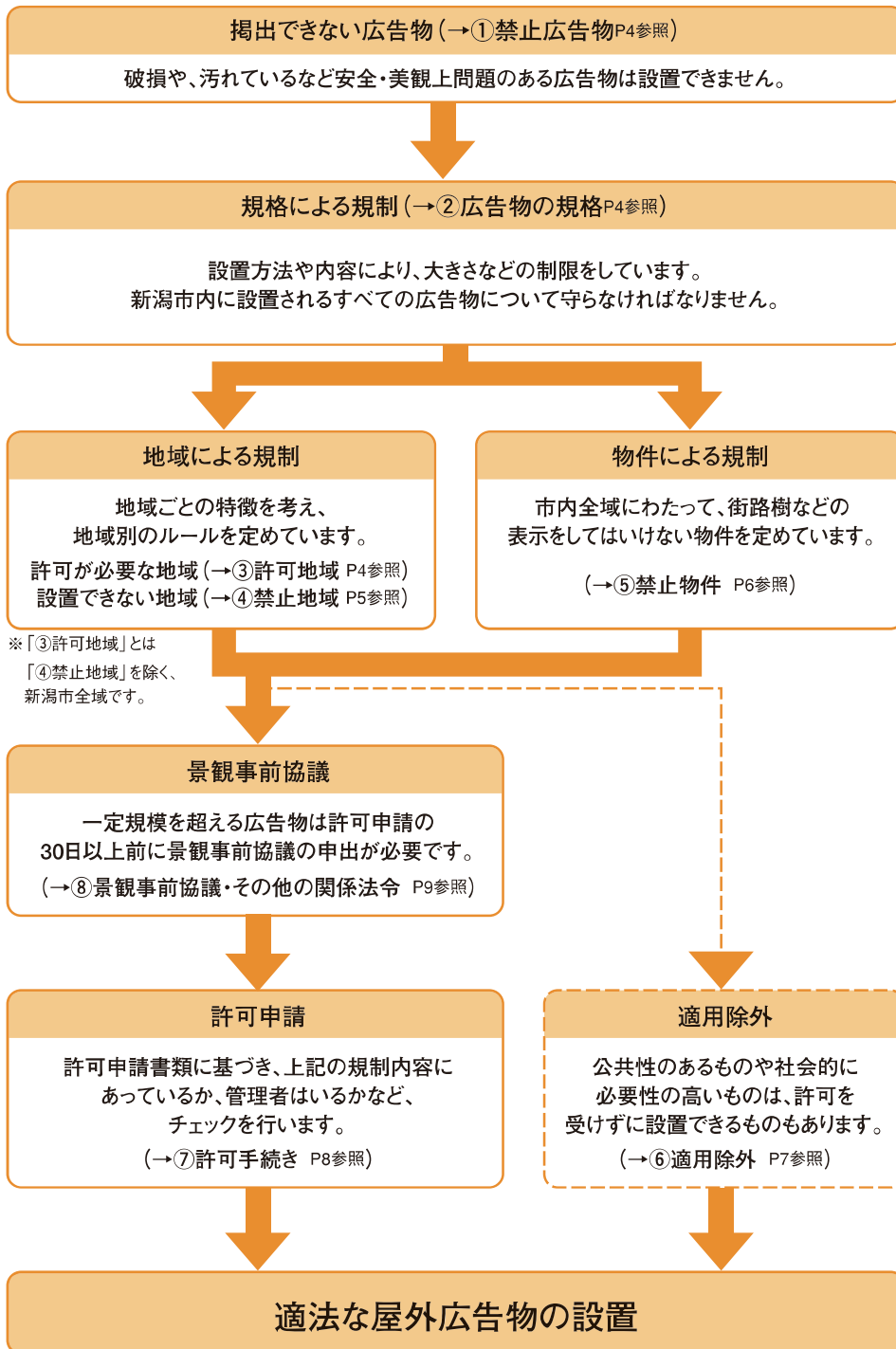
●屋外広告物例示図



※P7 ⑥適用除外(2)④参照

2.適法な屋外広告物を設置するには

適法な屋外広告物を設置するには、新潟市屋外広告物条例のルールを守り、以下の流れにそって確認をし、設置してください。

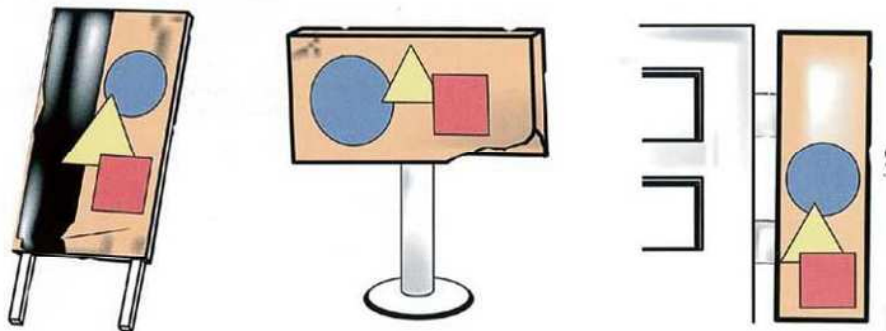


① 禁止広告物 (条例第9条)

掲出してはいけない広告物があります。(適用除外はありません。これらは一切表示することはできません。)

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

● 禁止広告物例



② 広告物の規格 (条例第6条)

新潟市内に設置する広告物は、広告物の種類ごとに定められている規格(大きさや設置方法など)を守らなければなりません。

具体的な規格の内容については、「⑨規格基準 P10参照」と「屋外広告物関係法令集」をご覧ください。

③ 許可地域 (条例第3条)

許可申請を行い、許可を受けて(※1)から広告物を設置できる地域です。新潟市の場合は、④の禁止地域(P5参照)(※2)を除いた新潟市内全域となっています。

※1 許可申請が不要で掲出できるものもあります。(⑥適用除外(1)(2)(3) P7参照)

※2 社会生活上必要なもので法令の規定により表示する広告物等など、条例施行規則(⑥適用除外(1)(2) P7参照)に定めた基準に適合したものは、掲出できる場合があります。

また、この条例には広告物を活かしたまちづくりの制度もあります。

● 広告物活用地区 (条例第13条) → 指定地区：万代シテイ広告物活用地区

市長は、広告物を積極的に活用する必要がある区域を「広告物活用地区」として指定することができます。この地区では、市長が定めるその区域にふさわしい基準に適合した広告物を出す場合に限り、規格や禁止物件の規定が適用されません。

● 広告物協定地区 (条例第14条) → 指定地区：鳥屋野潟湖南地区、信濃川右岸地区

市民のみなさんが、広告物についてみなさんのまちにふさわしい自主的な取り決めを行い、それぞれの地区の景観を市民のみなさんの手で整備していく制度です。

4 禁止地域(条例第7条)

広告物を掲出できない「場所」があります(※1)。以下の場所で新潟市長が〔指定〕したところが禁止地域になっています。

- (1) 第一種及び第二種の低層住居専用地域、風致地区
→〔指定〕白山風致地区、新潟海浜風致地区、第1秋葉風致地区、第2秋葉風致地区
- (2) 文化財保護法により指定された地域など
→〔指定〕旧新潟税関、新潟県議会旧議事堂、萬代橋、旧笹川家住宅、種月寺本堂、菖蒲塚古墳、古津八幡山遺跡
- (3) 新潟県文化財保護条例により指定された地域など
→〔指定〕的場遺跡、緒立遺跡
- (4) 新潟市文化財保護条例により指定された地域など
→現在は指定なし
- (5) 道路、鉄道及びそれらに接続する地域
→〔指定〕市街化調整区域の高速道路や新幹線の敷地及びこれらの敷地境界線か両側300m以内の区域
- (6) 新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例で指定された保存樹など
→〔指定〕指定された保存樹木のある区域
- (7) 都市公園法に規定する都市公園など
→〔指定〕新潟市都市公園条例第2条により告示された都市公園
- (8) 自然公園法の規定により指定された国立公園や国定公園など
→〔指定〕佐渡弥彦米山国定公園
- (9) 河川、湖沼、海浜及びそれらの周囲
→現在は指定なし
- (10) 駅前広場及びその周囲
→〔指定〕新潟駅前広場及びその周囲(範囲についてはお問い合わせください)
- (11) 墓地及びその周囲
→現在は指定なし

※1 社会生活上必要なもので、法令の規定により表示する広告物など、条例施行規則(⑥適用除外(1)(2)P7参照)に定めた基準に適合したものは、掲出できる場合があります。



新潟海浜風致地区



佐渡弥彦米山国定公園

⑤ 禁止物件 (条例第8条)

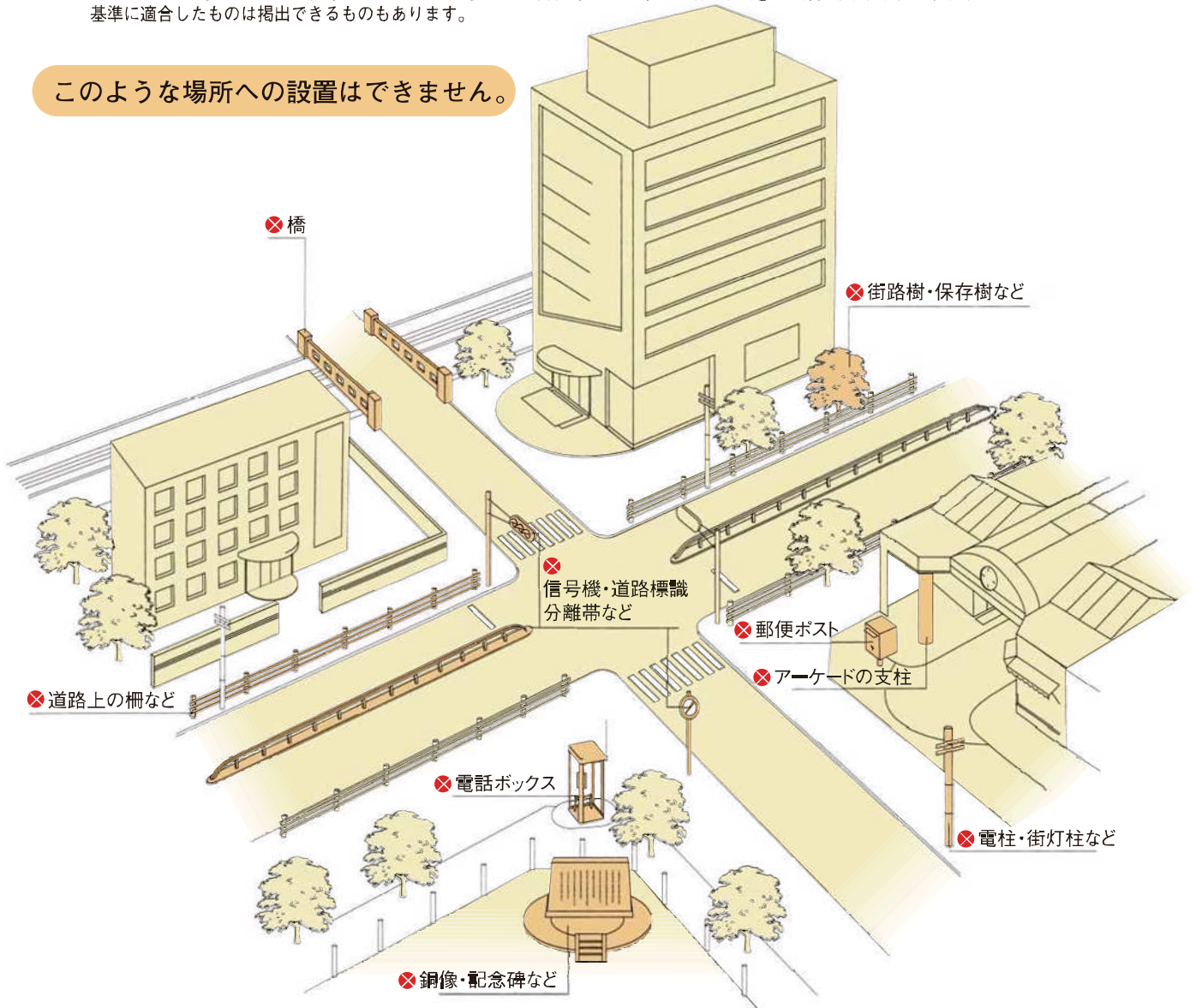
広告物の設置対象としてはいけない「物」があります。(※1)

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島及び植樹帯
- (2) よう壁の類
- (3) 街路樹、路傍樹及び新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例第7条第1項の規定により指定された保存樹(指定保存樹有り)
- (4) 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止め、里程標、道路元標、カーブミラー、路上信号制御機、道路情報管理施設、パーキングメーター及びこれらに類するもの
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの(指定有り:都市計画道路新潟停車場線の電柱等)
- (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変圧器
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (11) 景観重要建造物、景観重要樹木(現在は指定なし)

また、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等は電柱の類やアーケードの支柱などに設置することはできません。

※1 社会生活上必要なもので、法令の規定により表示する広告物等など、条例施行規則(⑥適用除外(1)(4)P7参照)に定めた基準に適合したものは掲出できるものもあります。

このような場所への設置はできません。



6 適用除外(条例第10条)

社会生活上必要なもので、規則に定めた基準に適合したものは規制の一部が適用されません。
ただし、適用除外等により許可を受けずに設置できるものでも規格(⑨規格基準 P10参照)に従う必要があります。

(1) 禁止地域、許可地域、禁止物件、広告物協定地区に許可不要で掲出できるもの

- ①法令の規定により表示する広告物等
- ②公職選挙法による選挙運動用のポスター等
- ③国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等(新潟市長との協議が必要です)
- ④公益上必要な施設等で寄贈者名等を0.5㎡以内に1個、かつ外郭線内を1平面と見なした面積の20分の1以内で表示する場合
- ⑤講演会、展覧会などのため、その内容をその会場の敷地内に表示するもの
- ⑥冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの

(2) 禁止地域、許可地域に許可不要で掲出できるもの

項 目	掲 出 の 条 件			けい光塗料・反射塗料は×
①自家用広告物等 (自分の店などがある場所にその営業内容等を表示する広告物等)	禁止地域	個数：3個以内 合計面積：10㎡以内(10㎡超は掲出不可) 種類：屋上広告は×	個数：10個以内 (簡易広告物(※)の場合に限る)	
	許可地域	個数：5個以内 合計面積：10㎡以内(10㎡超は要申請)		
②管理用広告物等 (自己の敷地で管理上の必要に基づく場合)	個数：一団の土地に2個以内 合計面積：10㎡以内			
③工事現場の板囲い等に表示するもの	表示期間：工事中に限り表示可能 表示内容：宣伝用ではないこと			
④人や車両等に表示するもの				
⑤公共掲示板に表示するもの				
⑥その他	市長が認めたもの			

注意!「地域」のみを対象とした適用除外なので、電柱等の「禁止物件」には掲出できません

※簡易広告物とは、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等をいいます。

(3) 許可地域に許可不要で掲出できるもの

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ①政治資金規正法による届出を行った政治団体が政治活動のために表示するもの | 種 類：はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のみ
面 積：1㎡以内
その他：けい光塗料・反射塗料は× |
| ②営利目的でないもの | |

注意! 許可地域内であっても電柱等の「禁止物件」には掲出できません

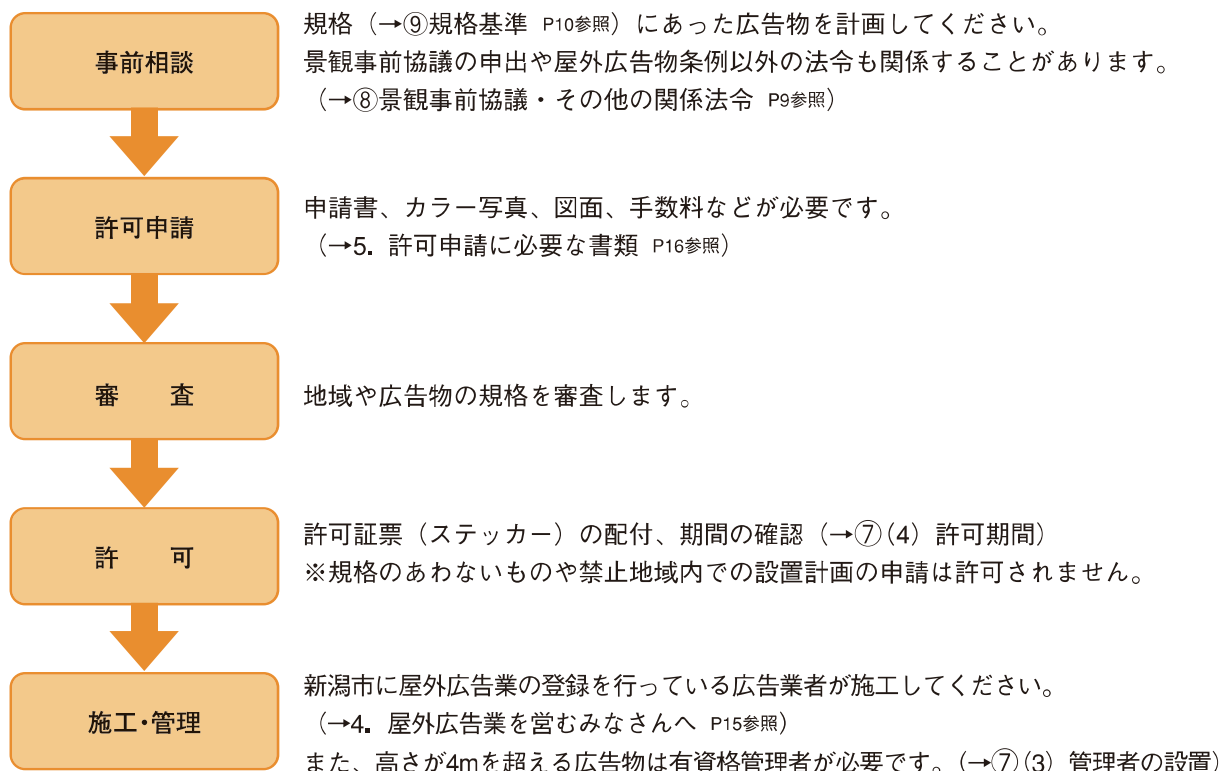
(4) 禁止物件の管理上表示するもの(許可が必要な場合があります)

- | | |
|-------------------|--|
| ①送電塔やタンクの類に表示するもの | 表示内容：自家用広告物であること
そ の 他：けい光塗料・反射塗料は× |
| ②禁止物件すべて | 表示内容：管理用であること |

7 許可手続き (条例第3条)

新潟市内に屋外広告物を出す場合には、市長の許可を受けなければなりません。(ただし、⑥適用除外(1)、(2)、(3)、(4) (P7参照)に該当するものは許可がいらぬものもあります。)

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きを行う場所

広告物等を表示、設置する区役所の、裏表紙に記載の「許可申請の窓口・問い合わせ先」で行ってください。

(3) 管理者の設置

良好な広告景観の形成や安全性の面から、管理者の設置が義務づけられています。広告物の高さが4m以下のものについては、特に管理者の資格は必要ありませんが、4mを超えるものの管理については、登録試験機関の試験に合格した者 (現在は屋外広告士のみ)、一級建築士、特種電気工事資格者 (ネオン工事) 等の資格者であることが必要です。

(4) 許可期間

設置する広告物の種類ごとに、許可期間が定められています。この期間を超える設置の場合は継続許可の申請が必要になります。(→許可申請手数料・許可期間 P17参照)

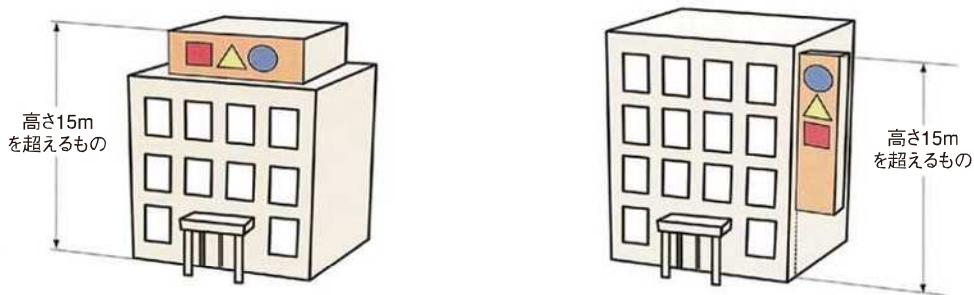
8 景観事前協議・その他の関係法令

一定規模を超える広告物は事前協議の申出が必要です。また、屋外広告物を設置する場合、屋外広告物条例以外の規制がかかることもあります。それぞれの手続きには一定の期間が必要なため、早めの確認が必要です。

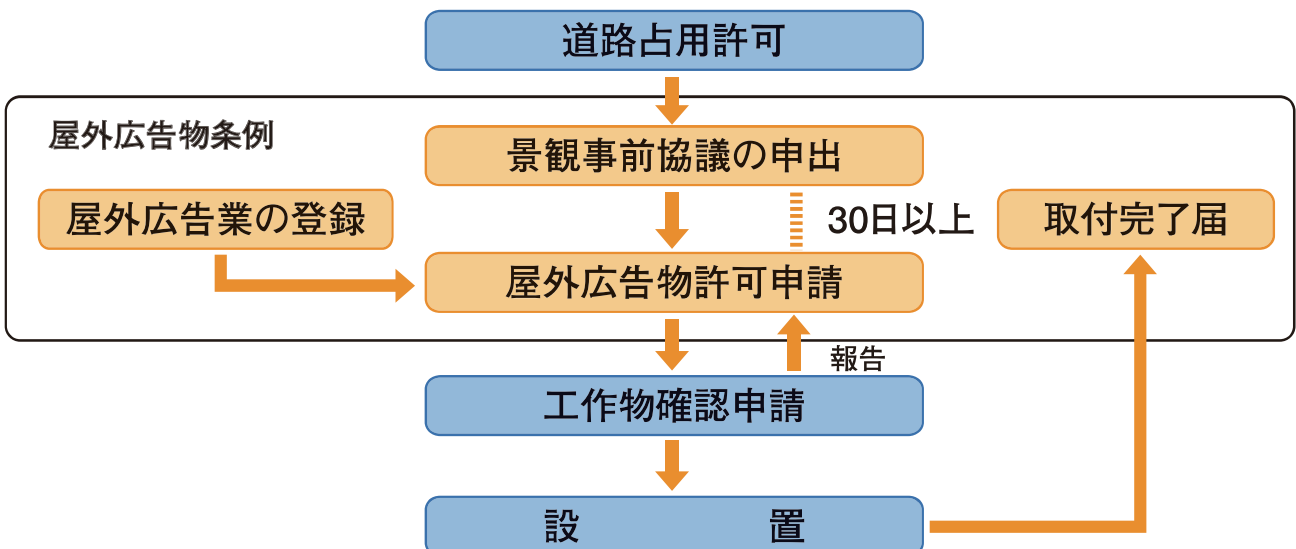
(1) 景観事前協議・主な関係法令

名 称	基 準(広告物関連)	窓 口(新潟市分)
景観事前協議の申出 (新潟市屋外広告物条例)	1ヶ月を超えて表示又は掲出するもので ア. 地上からの高さが15mを超える広告物 イ. 地上からの高さが15mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転に伴い表示又は設置する広告物 ウ. 地上からの高さが15mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は工作物の外観の2分の1を超える修繕、模様替え、色彩の変更に伴い表示又は設置する広告物	新潟市都市計画課
工作物確認申請(建築基準法)	高さ4mを超えるもの (支柱部分も含む)	新潟市建築行政課 確認申請窓口 建築確認申請受付機関
道路占用許可申請(道路法)	公道に突出するもの (上空占用含む)	国道(7,8,49,116号) : 国土交通省 新潟国道事務所 国道(上記以外)・県道・市道 : 各区役所建設課

●例:景観事前協議の申出が必要となるもの



(2) 手続順序(景観事前協議・主な関係法令に該当する場合)

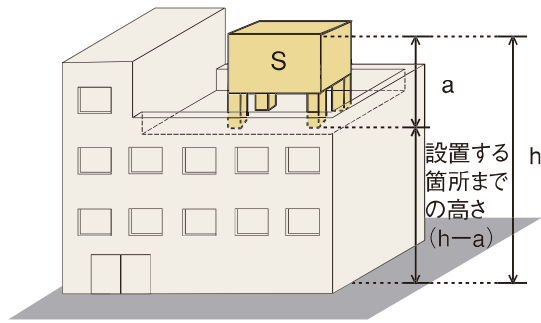


9 規格基準〔許可基準〕(条例第6条)

新潟市内に広告物を設置する場合は、「許可が必要なもの」「⑥適用除外等(P7参照)で許可がいないもの」を問わず全ての広告物がこの規格に従う必要があります。また、新潟市景観計画の特別区域内において、別に規格を定めている場合があります。

なお、全ての規格に共通する内容として「けい光塗料又は反射塗料を使用しない」があります。

屋上広告



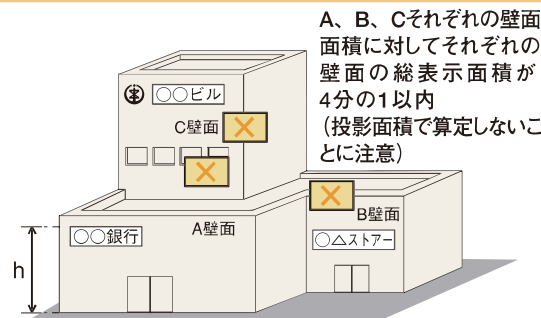
規格基準

- ・1つの面につき1つの広告内容(1広告主)とする
- ・ $S \leq 1$ 建物につき 300 m^2 かつ1面 100 m^2 以内(鉄筋コンクリート造等の建築物に設置する場合)
- ・ $S \leq 30 \text{ m}^2$ (鉄筋コンクリート造等の建築物に設置する場合を除く)
- ・ $h \leq 48 \text{ m}$
- ・ $a \leq 15 \text{ m}$ かつ地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下($a \leq (h-a) \times 2/3$)
- ・設置する建物の壁面からはみださないこと

<適用除外>

【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下
【禁止地域】ほとんどありません

壁面広告



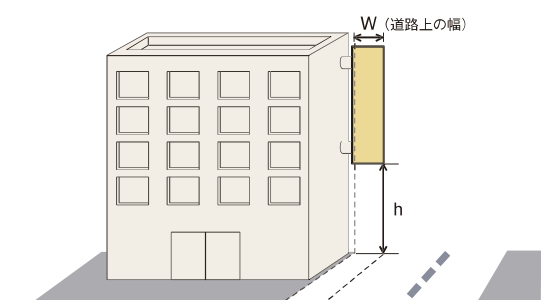
規格基準

- ・表示面積は設置する壁面積の4分の1以内(投影面積ではなく、各壁面ごとに4分の1以内とする)
- ・ $h \leq 15 \text{ m}$ (ただし自家用広告物(ビル又は建物の名称及び社章等に限る)を除く)
- ・壁面の端から突き出さない
- ・窓または開口部をふさがない

<適用除外>

【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下
【禁止地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下

突出広告



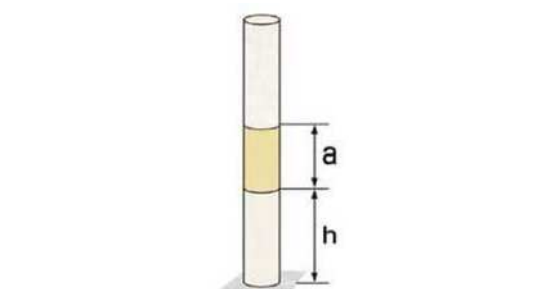
規格基準

- ・1壁面3個以内(適用除外広告物は除く)
- ・ $W \leq 1 \text{ m}$ (道路への突出幅)
- ・ h (歩道上) $\geq 2.5 \text{ m}$
- ・ h (車道上) $\geq 4.5 \text{ m}$

<適用除外>

【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下
【禁止地域】⑥へ 例：自家用合計 10 m^2 以下

巻付広告・直接塗装広告(電柱等利用)



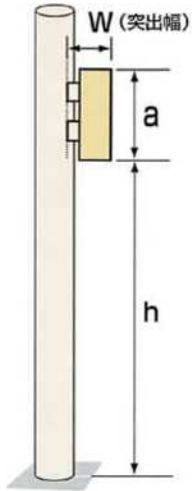
規格基準

- ・柱1本に1個
- ・ $a \leq 1.5 \text{ m}$
- ・ $h \geq 1.2 \text{ m}$

<適用除外>

【許可地域】⑥へ 例：管理用などごく一部
【禁止地域】⑥へ 例：管理用などごく一部

袖付広告（電柱等利用）



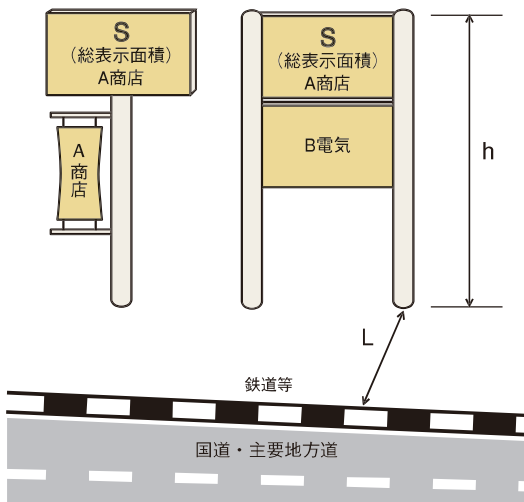
規格基準

- ・柱1本に1個
- ・ $a \leq 1.5\text{m}$
- ・ $W \leq 0.8\text{m}$
- ・ h (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$
- ・ h (車道上) $\geq 4.5\text{m}$
- ・掲出方向は、原則として道路の外側

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ほとんどありません
 【禁止地域】 ほとんどありません

野立広告 (1) 自家用広告物 ※⑥適用除外 (2) ①を参照



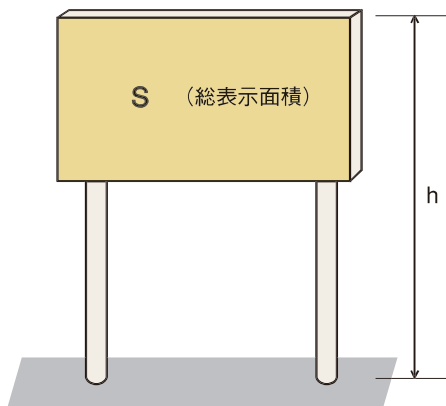
規格基準

- ・ $S \leq 30\text{m}^2$
 (複数の営業所等が共同で設置する複数面表示の広告物にあっては総表示面積 60m^2 以内かつ一面 30m^2 以内)
 - ・ $h \leq 15\text{m}$ (地盤面から)
 - ・交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと
 - ・自家用広告物であること
- (市街化調整区域内の場合、以下も)
- ・ $L \geq 2\text{m}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下

野立広告 (2) 案内板 (内容は案内でもこの規格に合わないものは(3)のその他の野立広告へ)



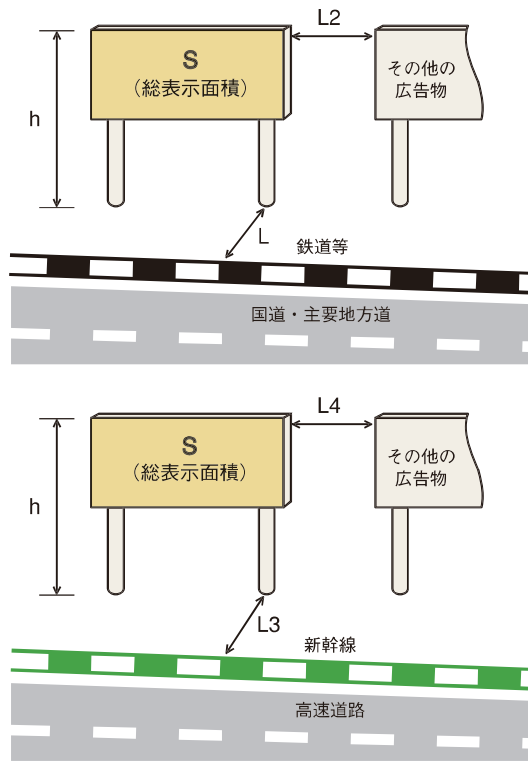
規格基準

- ・1営業所2個以内
- ・ $S \leq 2\text{m}^2$ (複数の営業所が共同で設置する場合、1営業所当たり 2m^2 以内かつ総表示面積 10m^2 以内)
- ・ $h \leq 3\text{m}$ (地盤面から)
- ・内容は案内、誘導に限る(宣伝は×)
- ・交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：公共施設案内などごく一部
 【禁止地域】 ⑥へ 例：公共施設案内などごく一部

野立広告 (3) その他の野立広告 (案内板も3個目や2mを超えるものはこの規格)



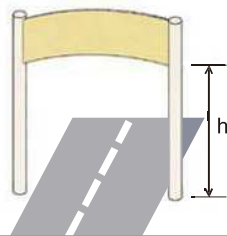
規格基準

- $S \leq 30\text{m}^2$
- $h \leq 6\text{m}$ (地盤面から)
- 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと
- (市街化調整区域内の場合、以下も)
- $L \geq 50\text{m}$
- $L2 \geq 50\text{m}$ ($50\text{m} \leq L \leq 100\text{m}$ の場合)
- $L3 > 300\text{m}$
- $L4 \geq 300\text{m}$ ($300\text{m} < L3 \leq 500\text{m}$ の場合)

〈適用除外〉

- 【許可地域】ほとんどありません
- 【禁止地域】ほとんどありません

アーチ広告



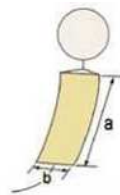
規格基準

- h (歩道上) $\geq 3.5\text{m}$
- h (車道上) $\geq 5.0\text{m}$
- 道路を横断して設置されるもの

〈適用除外〉

- 【許可地域】ほとんどありません
- 【禁止地域】ほとんどありません

アドバルーン



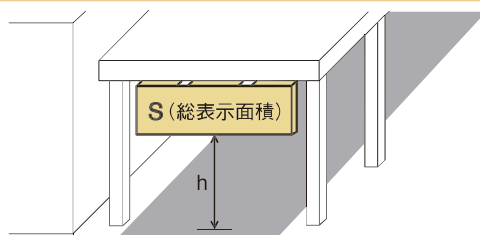
規格基準

- $a \leq 10\text{m}$
- $b \leq 1.5\text{m}$
- 掲揚中に建築物等に接触しないこと

〈適用除外〉

- 【許可地域】⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下
- 【禁止地域】⑥へ 例：自家用合計 10m^2 以下

つり下げ広告



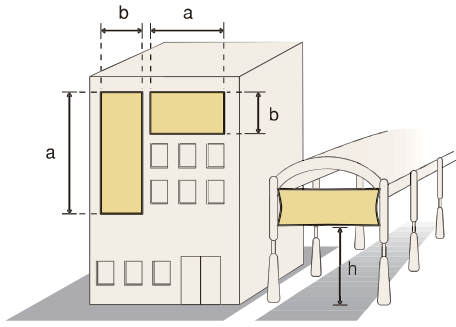
規格基準

- $S \leq 4\text{m}^2$
- h (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$
- h (車道上) $\geq 4.5\text{m}$
- アーケード類に固定して設置するもの

〈適用除外〉

- 【許可地域】ほとんどありません
- 【禁止地域】ほとんどありません

広告幕



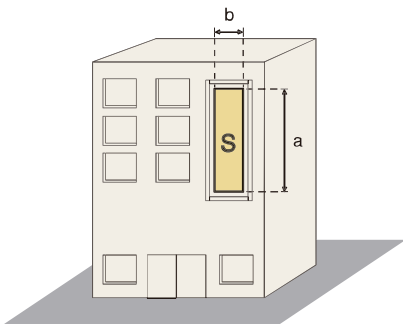
規格基準

- ・ $a \leq 15\text{m}$
- ・ $b \leq 1.2\text{m}$
- ・ h (歩道上) $\geq 3.5\text{m}$
- ・ h (車道上) $\geq 5\text{m}$
- ・ 風圧に耐えうる措置を施すこと

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下

懸垂幕



規格基準

- ・ $S \leq 30\text{㎡}$
- ・ $a \leq 20\text{m}$
- ・ $b \leq 1.8\text{m}$
- ・ 設置する壁面につき5個以内

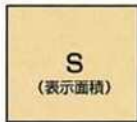
〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用合計10㎡以下

以下のものを「簡易広告物」といいます。

これらは⑤禁止物件(P6参照)に書いてあるように、電柱の類やアーケード柱などに設置することはできません。

はり紙



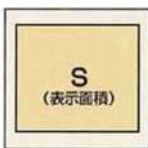
規格基準

- ・ $S \leq 1.5\text{㎡}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内

はり札等



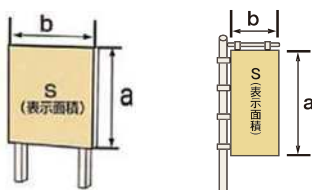
規格基準

- ・ $S \leq 1.0\text{㎡}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内

広告旗、立看板等 (容易に移動させることができるもの)



規格基準

- ・ $a \leq 2.0\text{m}$
- ・ $b \leq 1.0\text{m}$

〈適用除外〉

- 【許可地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内
 【禁止地域】 ⑥へ 例：自家用の簡易広告物合計10個以内

10 罰則 (条例第30条～第35条)

屋外広告物条例に違反した場合には、罰則が科されることがあります。

- (1) 1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金
 - ・市長の登録を受けずに屋外広告業を営んだとき
 - ・不正の手段により屋外広告業の登録（新規・更新）を受けたとき
 - ・屋外広告業の営業停止命令に従わなかったとき
- (2) 50万円以下の罰金
 - ・除却、改修、移転命令に従わなかったとき
- (3) 30万円以下の罰金
 - ・禁止地域、禁止物件に広告物を表示したとき
 - ・広告物を設置、変更、改造するときに許可を受けなかったとき
 - ・登録業者が変更手続きをしなかったとき、または虚偽の届出をしたとき
 - ・登録業者が、営業所ごとに業務主任者を選任しなかったとき
 - ・業務主任者を選任できなくなった登録業者が、休止の届出をしないで屋外広告物業を営んだとき
 - ・休止している登録業者が、休止解除の届出をしないで屋外広告業を営んだとき など
- (4) 20万円以下の罰金
 - ・広告物設置や屋外広告業に関わる立入検査及び報告などを拒否したとき

これらの刑は、個人に対してだけでなく、その法人等に対しても科されます。

このほかに、過料の対象となる場合があります。過料とは、行政罰であり、司法当局の手続きによらず、新潟市の判断で科することができるものです。

- (5) 5万円以下の過料
 - ・登録業者が廃業手続きをしなかったとき
 - ・登録業者であることを示す標識を掲げないとき
 - ・営業に関する事項について帳簿への記載・保存をしなかったとき、または虚偽の記載をしたとき

3.屋外広告物を出される方へ

●事前相談をしてください

新潟市は禁止地域を除く全域が許可地域となっていますので、屋外広告物を設置するときは、原則として許可が必要となります。おおよその計画がまとまった段階で、まず事前相談をしてください。

●許可申請には手数料がかかります

屋外広告物の許可申請にあたっては、一定の手数料を納付しなければなりません。

●施工は登録業者へ

新潟市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長への登録が義務付けられています。

施工を依頼するときは、登録済の業者であることを確認してください。確認の方法は、市ホームページ掲載の登録業者一覧もしくは市役所に登録簿がありますので、こちらをご覧くださいか（閲覧の申請が必要です）、登録業者の営業所には市への登録業者であることをあらわす標識が掲示されていますので、そちらをご覧ください。

また、登録業者が法令等に違反して受けた処分に関する監督処分簿も市役所にありますので、希望者はご覧ください（閲覧の申請が必要です）。

●管理者をおいでください

屋外広告物を出すときは、すべての広告物について管理者を設置しなければなりません。また、高さが4mを超える屋外広告物の管理者は、有資格者でなければなりません(⑦許可手続き(3)P8参照)。

●許可の有効期間が満了するときは

屋外広告物には、設置について許可の期間(許可申請手数料・許可期間P17参照)が定められています。許可期間満了後も引き続き屋外広告物を出す場合には、継続の許可の申請をしなければなりません。また、屋外広告物を出す必要がなくなったときは、速やかに除却し、その旨を届け出てください。

4.屋外広告業を営むみなさんへ

●屋外広告業を営むには、市長の登録が必要です(条例第22条、第22条の2)

- ・屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業(法第2条)のことをいいます。具体的には「施工業者」の方が対象となり、広告を取り次ぐ「広告代理業」や取り付ける看板を製作するだけの「看板製作業」など実際に施工を請け負わない方は、対象にはなりません。
- ・新潟市内で屋外広告業を営もうとする場合には、その氏名や営業所の所在地などを記した登録申請書に必要な書類を添えて、市長の登録を受けなければなりません。(新潟市内に営業所があるなしに関わらずです。)
- ・登録の有効期間は5年間です。引き続き市長の登録を受けたいときは、更新の登録を受ける必要があります。
- ・登録を申請する書類やその添付書類に、重要な事項について虚偽記載や記載欠如があるときなど、市長の登録を受けられない場合があります。
- ・新規の登録時と更新の登録時には、登録手数料として1万円を納めていただきます。
- ・登録事項に変更があったり、新潟市内で屋外広告業を営まなくなったりしたときは、その旨を届け出る必要があります。

●業務主任者を営業所ごとに置かなければなりません(条例第22条の9)

- ・屋外広告業を営む場合には、その営業所ごとに次に掲げるいずれかの者を置き、必要な業務にあたらせなければなりません。
 - 1 国が指定する登録試験機関が行う試験に合格した者(現在は屋外広告士のみ)
 - 2 本市又は他の都道府県・政令指定都市・中核市が開催する屋外広告物講習会の修了者
 - 3 職業能力開発促進法に基づく職業訓練修了者・職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者(広告美術科・広告美術仕上げに係るものに限る)
- ・業務主任者には、次に掲げる業務の総括に関することを行わせなければなりません。
 - 1 本市の条例その他関係法令の規定の遵守に関すること。
 - 2 施工の適正さ・安全の確保に関すること。
 - 3 営業に関する帳簿の記載に関すること。
 - 4 業務の適正な実施の確保に関すること。
- ・業務主任者がいなくなり、後任の業務主任者を選任できない場合は、次に掲げるいずれかの手続をとらなくてはなりません。
 - 1 該当する営業所を外す変更の手続をする。→ 変更届
(該当する営業所を登録している場合：業務主任者がいる他の営業所では屋外広告業を営むことができますが、該当する営業所は屋外広告業を営むことはできなくなります。)
 - 2 新潟市内での屋外広告業を廃業する。→ 廃業届

3 新潟市内での屋外広告業を休止する。→ 休止届

(登録営業所が1つしかない場合：登録の有効性は維持されますが、新潟市内で屋外広告業を営むことはできません。後任の業務主任者を選任できることとなった場合は、休止解除の手続をとることによって、登録の有効期間中は再び屋外広告業を営むことができるようになります。)

●登録業者であることを示す標識を営業所に掲げなければなりません(条例第22条の10)

・市長の登録を受けた者は、登録した営業所ごとに、登録を受けている旨を示す標識を掲げなければなりません。

●営業に関する帳簿を作成し、営業所で保存しなければなりません(条例第22条の11)

●法令等に違反すると、登録の取り消しや、営業の全部または一部の停止を命ぜられることがあり、処分の内容は閲覧に供されます(条例第24条、第24条の2)

・関係法令に違反したり、不正な手段で登録を受けたりしたときは、登録の取り消しや、営業の全部又は一部の停止を命ぜられることがあります。

・処分の内容は、市役所で公衆に対して閲覧に供されます。

5. 許可申請に必要な書類

(1) 新規申請

すべて2部ずつ(正・副)ご提出ください。

- 屋外広告物許可申請書
- 設置場所の地図(住宅地図等のわかりやすいもの)及び現況のカラー写真
- 配置・平面図(敷地や建物における設置状況がわかるもの)
- 広告物等の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書・図面・見本
(屋上広告については、地上から広告物等を設置する箇所までの高さや広告物の高さ
がわかるもの)
(壁面広告については、壁面面積と各広告物の面積及び広告物合計面積がわかるもの)
- 次に該当する場合はそれぞれ添付
 - ◆「非自家用広告物」で自己所有ではない土地に設置している場合
 - ・・・広告物を設置する土地又は建物の所有者の承認書や契約書等の写し
 - ◆広告物の高さが4mを超える場合(管理者)
 - ・・・管理者資格を証明する証書の写し(→⑦許可手続き(3)管理者の設置 P8参照)
 - ◆広告物が道路上に突出する場合
 - ・・・道路占用許可書の写し(各道路管理者に申請要)

(2) 継続申請・変更申請・既存新規申請(既存の掲出物件を利用したもの)

すべて2部ずつ(正・副)ご提出ください。

- 新規申請に必要な書類に加え、安全点検報告書

許可申請手数料・許可期間

区 分	単 位	金 額	許可期間 (最長)
野立て広告板 野立て広告塔 屋上広告 壁面広告 突出広告 懸垂幕 アーチ広告 つり下げ広告	広告板の表示面積が 5 m ² までごとに	1,400 円	3年
はり紙	100 枚までごとに	400 円	2ヶ月
はり札等	100 枚までごとに	400 円	3ヶ月
立看板等	1個	400 円	
広告幕 広告旗	1個	400円	
アドバルーン	1個	1,400円	
電柱類広告	1個	400円	3年

許可申請の窓口・問い合わせ先

●屋外広告物の設置許可の申請受付・事前相談は、屋外広告物を設置する場所を管轄する区役所の建設課で行います。

区名	窓口	住所	電話 (担当課直通)
北区	建設課	〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号	☎025-387-1435
東区	建設課	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1	☎025-250-2630
中央区	建設課	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6-866	☎025-223-7410
江南区	建設課	〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5	☎025-382-4738
秋葉区	建設課	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009	☎0250-25-5691
南区	建設課	〒950-1292 新潟市南区白根1235	☎025-372-6490
西区	建設課	〒950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41	☎025-264-7670
西蒲区	建設課	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690-1	☎0256-72-8570

●屋外広告業の登録の受付、景観事前協議の申出は、都市計画課で行います。

地区	窓口	住所	電話 (担当課直通)
新潟市全域	市役所 都市計画課	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階	☎025-226-2825

（注）本審議会に関連の低い
条文は省略しています

新潟市屋外広告物条例

平成 7 年 12 月 26 日
条 例 第 59 号

目次	改正	平成 12 年 10 月 2 日 条例第 73 号
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）		平成 13 年 7 月 2 日 条例第 28 号
第 2 章 広告物等の制限（第 3 条－第 12 条）		平成 15 年 3 月 25 日 条例第 24 号
第 3 章 広告物活用地区等（第 13 条・第 14 条）		平成 16 年 12 月 24 日 条例第 121 号
第 4 章 管理、監督等（第 15 条－第 21 条）		平成 17 年 3 月 18 日 条例第 23 号
第 5 章 屋外広告業（第 22 条－第 25 条）		平成 17 年 9 月 30 日 条例第 104 号
第 6 章 雑則（第 26 条－第 29 条）		平成 18 年 3 月 27 日 条例第 31 号
第 7 章 罰則（第 30 条－第 35 条）		平成 19 年 3 月 26 日 条例第 43 号
附則		平成 21 年 7 月 7 日 条例第 42 号 平成 24 年 3 月 16 日 条例第 35 号 平成 29 年 3 月 22 日 条例第 14 号 令和 3 年 3 月 26 日 条例第 13 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業（法第 2 条第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。）について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第 2 条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第 2 章 広告物等の制限

（許可）

第 3 条 本市において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

- 3 第1項の許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付すことができる。
- 4 第1項の規定による許可の期間は、3年を超えることができない。
- 5 第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物等を管理する者を定めなければならない。ただし、規則で定める広告物等を管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第1項の許可を受けようとする者は、許可申請の30日以上前に、その内容を市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める行為に該当しないものは、この限りでない。
- 7 市長は、前項に規定する協議があった場合において、第2条の規定に適合しないと認められるときは、当該行為をしようとする者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

(変更及び継続の許可)

- 第4条** 前条の規定による許可を受けた者が、当該広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造の場合は、この限りでない。
- 2 前条の規定による許可を受けた者が、許可の期間が満了した後、更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
 - 3 第1項の許可及び規則で定める軽微な変更又は改造については前条第2項から第7項まで、前項の許可については前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(管理者等の変更)

- 第5条** この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者（以下「管理者等」という。）が、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(規格の設定)

- 第6条** 次の各号に掲げる広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定める規格に従わなければならない。

- (1) 建築物又は工作物を利用するもの
- (2) 電柱又は街灯柱等を利用するもの
- (3) 広告塔又は広告板
- (4) 道路又は鉄道等（鉄道及び軌道をいう。以下同じ。）の沿線に設置するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

（禁止地域）

第7条 次の各号に掲げる地域又は場所で市長が指定する地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び風致地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び敷地並びにその周囲若しくは同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びにその周囲若しくは同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- (4) 新潟市文化財保護条例（昭和47年新潟市条例第4号）第3条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びにその周囲
- (5) 道路、鉄道等及びそれらに接続する地域
- (6) 新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（昭和50年新潟市条例第3号）第7条第1項の規定により指定された保存樹林のある区域及びその周囲
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及びその周囲
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域
- (9) 河川、湖沼、海浜及びそれらの周囲
- (10) 駅前広場及びその周囲
- (11) 墓地及びその周囲

（禁止物件）

第8条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島及び植樹帯
- (2) よう壁の類
- (3) 街路樹、路傍樹及び新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例第7条第1項の規定により指定された保存樹
- (4) 信号機、道路標識、道路上の柵、駒止め、里程標、道路元標、カーブミラー、路上信号制御機、道路情報管理施設、パーキングメーター及びこれらに類するもの

- (5) 電柱，街灯柱その他電柱の類で，市長が指定するもの
 - (6) 消火栓，火災報知機及び火の見やぐら
 - (7) 郵便ポスト，電話ボックス及び路上変圧器
 - (8) 送電塔，送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク，水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像，神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 次の各号に掲げる物件には，はり紙，はり札等（法第 7 条第 4 項に規定するはり札等をいう。以下同じ。），広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を表示し，又は設置してはならない。
- (1) 電柱，街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識
 - (2) 地下道の上屋
 - (3) アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの

（禁止広告物等）

第 9 条 次に掲げる広告物等については，これを表示し，又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し，たい色し，又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し，又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

（適用除外）

第 10 条 次に掲げる広告物等については，第 3 条，第 7 条，第 8 条及び第 14 条の規定は，適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し，又は設置する広告物等
 - (2) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による政治活動又は選挙運動のために使用するポスター，立札等又はこれらを掲出する物件
 - (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し，又は設置する広告物等で，市長が公益上必要と認めるもの
 - (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し，又は設置する広告物等で，規則で定める基準に適合するもの
 - (5) 講演会，展覧会又は音楽会等のためその会場の敷地内に表示し，又は設置する広告物等
 - (6) 冠婚葬祭又は祭礼等のため，一時的に表示し，又は設置する広告物等
- 2 次に掲げる広告物等については，第 3 条及び第 7 条の規定は，適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (4) 人若しくは動物又は車両若しくは船舶等に表示し、又は設置する広告物等
 - (5) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 3 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則に定める基準に適合するものについては、第 3 条の規定は、適用しない。
- 4 規則で定める営利を目的としない広告物等については、第 3 条の規定は、適用しない。
- 5 次に掲げる広告物等については、第 8 条第 1 項の規定は、適用しない。
- (1) 第 8 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第 8 条第 1 項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

（経過措置）

第11条 第 7 条、第 8 条及び第 14 条の規定による市長の指定又は認定があった際、当該指定又は認定のあった地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物等については、当該指定又は認定のあった日から 3 年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（手数料）

第12条 （略）

第 3 章 広告物活用地区等

（広告物活用地区）

第13条 市長は、第 7 条に規定する地域又は場所以外の区域で、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域（以下「広告物活用地区」という。）を指定することができる。

- 2 広告物活用地区内においては、市長が定める基準に適合した広告物等を表示し、又は

設置する場合に限り、第6条及び第8条（市長が指定する物件に係るものに限る。）の規定は、適用しない。

（広告物協定地区）

第14条 一定の区域内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、市長に対しその認定を求めることができる。

2 広告物協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物協定の目的
- (2) 広告物協定の目的となる区域（以下「広告物協定地区」という。）
- (3) 広告物協定地区内の広告物等に関する基準
- (4) 広告物協定の有効期間
- (5) 広告物協定に違反があった場合の措置
- (6) その他広告物協定の実施に関する事項

3 第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定締結者に対して、技術的援助等を行うことができる。

5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

8 市長は、広告物協定の内容及びその運用が当該地域の景観を整備する上で適当でなくなったと認めるときは、第1項又は第3項の認定を取り消すものとする。

第4章 管理、監督等

（許可の表示）

第15条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等に許可を受けた旨の表示をしなければならない。

（管理義務）

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関

し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第16条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者は広告物等を管理する者に、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則別表第2で定める簡易広告物にあっては、この限りではない。

(除却義務等)

第17条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第18条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。また、第11条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 管理者等は、この条例の規定による許可に係る広告物等を除却したとき、又は滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第18条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項(第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第4条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第19条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置命令等)

第19条 市長は、この条例又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

3 前項の期限は、告示の日から起算して5日を経過する日以後としなければならない。ただし、公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

(広告物等を保管した場合の公示)

- 第19条の2 (略)
(広告物等を保管した場合の公示の方法)
- 第19条の3 (略)
(保管した広告物等の売却等)
- 第19条の4 (略)
(広告物等の価額の評価の方法)
- 第19条の5 (略)
(保管した広告物等を売却する場合の手続)
- 第19条の6 (略)
(広告物等を返還する場合の手続)
- 第19条の7 (略)
(立入検査等)
- 第20条 (略)
- (処分、手続等の効力の承継)
- 第21条 (略)

第5章 屋外広告業

- (屋外広告業の登録)
- 第22条 (略)
(登録の申請)
- 第22条の2 (略)
(登録の実施)
- 第22条の3 (略)
(登録の拒否)
- 第22条の4 (略)
(登録事項の変更の届出)
- 第22条の5 (略)
(登録簿の閲覧)
- 第22条の6 (略)
(廃業等の届出)
- 第22条の7 (略)
(登録の抹消)
- 第22条の8 (略)
(業務主任者の選任等)
- 第22条の9 (略)

(標識の掲示)

第22条の10 (略)

(帳簿の備付け等)

第22条の11 (略)

(講習会)

第23条 (略)

(登録の取消し等)

第24条 (略)

(監督処分簿の備付け等)

第24条の2 (略)

(登録手数料)

第24条の3 (略)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第25条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第6章 雑則

(告示)

第26条 市長は、第7条、第8条第1項第5号及び第13条第1項の規定による指定をしたとき、同条第2項の規定による基準を定め、又はこれらを変更したとき、並びに第14条第1項、第3項及び第7項の規定による認定をし、又は同条第8項の規定による認定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(審議会)

第27条 市長は、次に掲げる場合においては、新潟市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第3条第2項の規定による許可の基準を設定し、又は変更しようとするとき。
- (2) 第6条の規定による規格を設定し、又は変更しようとするとき。
- (3) 第7条及び第8条の規定による指定をし、又は変更しようとするとき。
- (4) 第10条第1項第4号、第2項第1号から第3号まで及び第5項第1号並びに第13条第2項の規定による基準を設定し、又は変更しようとするとき。
- (5) 第13条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (6) 第14条第1項、第3項及び第7項の規定による認定をしようとするとき。
- (7) 第14条第8項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(適用上の注意)

第29条 この条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第7章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第22条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第24条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第31条 第19条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条、第7条又は第8条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第4条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第17条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4) 第22条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第22条の9第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- (6) 第22条の9第3項の規定に違反して休止しなかった者
- (7) 第22条の9第4項の規定に違反して休止を解除しようとする旨の届出をしなかった者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第20条第2項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第22条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第22条の10の規定に違反して標識を掲げない者
- (3) 第22条の11の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚

偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則 抄（略）

附 則（略）

新潟市屋外広告物条例施行規則

平成8年3月1日
規則第17号

改正 平成15年 3月25日規則第18号
平成17年 3月18日規則第105号
平成17年10月 3日規則第212号
平成18年 3月27日規則第18号
平成19年 3月26日規則第23号
平成21年 7月13日規則第62号
平成24年 3月16日規則第12号
平成24年 7月 2日規則第79号
平成27年12月 4日規則第81号
平成27年12月21日規則第82号
平成29年 3月22日規則第8号
令和3年 3月31日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者（次項に掲げる者を除く。）及び条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第1号による屋外広告物許可申請書正副2通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 広告物等（条例第2条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置する場所及び周辺の状況を示す図面及びカラー写真
- (2) 広告物等の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書及び図面又は広告物等の見本
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し
- (4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 既存の掲出物件（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第2項で定める掲出物件をいう。）を用いて条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者及び条例第4条第2項の規定による広告物等の継続許可を受けようとする者は、別記様式第1号による屋外広告物許可申請書正副2通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 広告物等の現況及びその周辺の状況を示すカラー写真
- (2) 別記様式第2号による屋外広告物安全点検報告書
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し
- (4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第6項（条例第4条第3項において同条第1項の許可及び規則で定める軽微な変更又は改造について準用する場合を含む。）の規定により市長と協議をする者は、別記様式第2号の2による屋外広告物景観事前協議申出書に第1項各号に掲げる書類を添えて市長と協議しなければならない。

4 条例第3条第6項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を1月を超えて表示し、又は設置する行為とする。

- (1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの
- (2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの
- (3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が当該外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

5 第2項第2号の屋外広告物安全点検報告書は、条例第3条第5項の規定による管理する者が点検し、作成しなければならない。

6 条例第3条第1項並びに条例第4条第1項及び第2項の規定による許可の通知は、その許可を受けようとする者に、屋外広告物許可申請書の副本を添えて、別記様式第3号による屋外広告物許可書を交付することにより行う。

（許可の基準）

第3条 条例第3条第2項の規定による許可の基準については、第10条を準用する。

（許可の期間）

第4条 条例第3条第4項に規定する許可の期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定めるところによる。

- 1 はり紙 2月
- 2 はり札等, 広告旗, 立看板等, 広告幕及びアドバルーン 3月
- 3 前2号に掲げるもの以外のもの 3年

(資格を有する管理者の必要な広告物等)

第5条 条例第3条第5項ただし書に規定する規則で定める広告物等は, 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項第3号に規定する高さ4メートルを超える広告塔, 広告板その他これらに類する広告物等とする。

(管理者の資格)

第6条 条例第3条第5項ただし書の規則で定める資格を有する者は, 次に掲げるものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条の2第1項に規定する特種電気工事資格者認定証(ネオン工事に係るものに限る。)の交付を受けている者
 - (3) 屋外広告業(屋外広告物法第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を営む者の営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として20年以上の経験を有するものとして市長が認定したもの
- 2 前項第3号の認定を受けようとする者は, 同号に該当することを証する書面を添えて, 市長に別記様式第4号による認定申請書を提出しなければならない。
 - 3 市長は, 前項の申請書を提出した者に対して, 第1項第3号の認定をしたときは, 遅滞なく, その旨をその申請者に通知するものとする。認定をしないときも同様とする。
 - 4 前項の規定による認定の通知は, 別記様式第4号の2による資格認定証の交付をもって行うものとする。

(取付け完了の届出)

第7条 条例第3条第1項及び条例第4条第1項の規定による広告物等の表示又は設置の許可を受けた者がその取付けを完了したときは, 別記様式第5号による屋外広告物取付完了届出書に当該広告物等のカラー写真を添えて, 市長に提出しなければならない。ただし, はり紙, はり札等, 広告旗及び立看板等についてはこの限りでない。

(軽微な変更)

第8条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は, 次のとおりとする。

- (1) 補修又は塗装替えを行う場合
- (2) 広告物(屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)について, 形状, 大きさ及び構造が同一性を失わない程度の変更を行う場合並びに色彩, 意匠又は広告物の内容の変更を行う場合

(管理者の変更の届出)

第9条 条例第5条の規定による管理者等の変更の届出は, 別記様式第6号によるものとする。

(規格)

第10条 条例第6条に規定する規格は、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの定めによるものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく新潟市景観計画に位置付けられた景観計画特別区域について、市長が定めた規格による場合
- (3) 市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

(適用除外)

第11条 条例第10条第1項第4号、同条第2項第1号から第3号まで、同条第3項及び同条第5項第1号に規定する基準は、別表第2のとおりとする。

(営利を目的としない広告物等)

第12条 条例第10条第4項に規定する規則で定める営利を目的としない広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 表示面積は、1平方メートル以内であること。
- (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

(手数料の免除申請)

第13条 (略)

(許可の表示)

第14条 条例第15条の規定による許可の表示は、市長が交付する別記様式第8号による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。ただし、申請に係る広告物等がはり紙又ははり札等であるときは、当該広告物に別記様式第9号による許可証票をはり付けて行うものとする。

(点検)

第14条の2 条例第16条の2ただし書の規則で定める簡易広告物は、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等とする。

(除却等の届出)

第15条 条例第17条第2項の規定による広告物等の除却及び滅失の届出は、別記様式第10号によるものとする。

(広告物等の公示場所)

第15条の2 (略)

(保管物件一覧簿)

第15条の3 (略)

(広告物等の返還)

第15条の4 (略)

(身分証明書の様式)

第15条の5 (略)

(更新の登録の申請期限)

第16条 (略)

(登録申請)

第16条の2 (略)

(登録簿)

第16条の3 (略)

(登録の通知)

第16条の4 (略)

(登録状況確認書)

第16条の5 (略)

(登録事項の変更の届出)

第16条の6 (略)

(廃業等の届出)

第16条の7 (略)

(休止の届出等)

第16条の8 (略)

(標識)

第16条の9 (略)

(帳簿の備付け等)

第16条の10 (略)

(講習会の開催等)

第17条 (略)

(講習科目の一部免除)

第18条 (略)

(監督処分簿)

第19条 (略)

附 則 (略)

別表第 1（第10条関係）

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告 （「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。）	表示数	1面につき1広告内容（1広告主）であること。
		高さ	15メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下 地上からの高さ48メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する1建物につき総表示面積300平方メートル以内、かつ、1面あたり100平方メートル以内 上記以外のもの 設置する1建物につき総表示面積30平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅 ^{ろう} な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	地上からの高さ15メートル以下 （自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
表示面積	設置する壁面の面積の4分の1以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）		
表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。		
その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。		

	<p>突出広告 （「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）をいう。）</p>	表示個数	1 壁面につき 3 個以内（自家用広告物等で、表示個数が別表 2(2) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		道路への突出幅	1 メートル以下
		広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱等を利用するもの	<p>巻付広告及び直接塗装広告 （「巻付広告」又は「直接塗装広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。）</p>	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下
		広告物等 の下端までの高さ	地上から 1.2 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	<p>袖付広告 （「袖付広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに袖付けにするものをいう。）</p>	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下
		突出幅	0.8 メートル以下
		広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

<p>広告塔又は広告板</p>	<p>野立て広告塔 野立て広告板 （「野立て広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。）</p> <p>（「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。）</p>	<p>(1) 自家用広告物等で別表第 2(2)条第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項に掲げるものの以外のもの</p>	高さ	地上からの高さ 15 メートル以下	
			表示面積	30 平方メートル以内 （複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、60 平方メートル以内、かつ、1 面 30 平方メートル以内）	
			後退距離	市街化調整区域等にあつては、一般国道、主要地方道及び鉄道等（新幹線を除く。以下同じ。）の敷地境界線から 2 メートル以上	
			その他	ア 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
			<p>(2) 特定の施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの</p>	表示個数	住所又は 1 つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「1 営業所等」という。）につき 2 個以内
				表示面積	1 個当たり 2 平方メートル以内 （複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあっては、1 営業所等当たり 2 平方メートル以内で、かつ、総表示面積 10 平方メートル以内）
				高さ	地上から 3 メートル以下
				その他	ア 表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。 イ 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 ウ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

		(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	高さ	地上からの高さ6メートル以下
			表示面積	30平方メートル以内
			後退距離	市街化調整区域等にあつては、一般国道、主要地方道及び鉄道等の敷地境界線から50メートル以上
			広告物相互間距離	市街化調整区域等にあつて、高速自動車道及び新幹線の敷地境界線から300メートルを超え500メートル以内のもの 300メートル以上 市街化調整区域等にあつて、一般国道、主要地方道及び鉄道等の敷地境界線から100メートル以内のもの 50メートル以上
			その他	ア 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定するもの	アーチ広告 (「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。)		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5.0メートル以上
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定するもの	アドバルーン (「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。)		(1) 長さ10メートル以下、幅1.5メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。	
			その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

<p>つり下げ広告 （「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。）</p>	表示面積	4平方メートル以下
	広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から2.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から4.5メートル以上
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
<p>広告幕 （「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの（壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。）をいう。）</p>	大きさ	幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下
	広告物等 の下端までの高さ	歩道上 地上から3.5メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から5メートル以上
	その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
<p>懸垂幕 （「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。）</p>	大きさ	布状のものの幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下
	表示面積	30平方メートル以内
	個数	設置する壁面につき5個以内
	その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
<p>はり紙 （「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。）</p>	表示面積	1.5平方メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

はり札等 （「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）	表示面積	1.0 平方メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告旗 （「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦 2 メートル以下，横 1 メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
立看板等 （「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦 2 メートル以下，横 1 メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

注1 自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。

2 市街化調整区域等とは、次に定める区域をいう。ただし、別に市長が指定する区域を除く。

(1) 新潟都市計画区域内の市街化調整区域

(2) 新潟都市計画区域以外で用途地域が定められていない区域

3 この表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、この表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。

別表第2（第11条関係）

(1) 条例第10条第1項第4号に掲げる広告物等	表示個数	1施設又は1物件につき1個	
	表示面積	ア 0.5平方メートル以内 イ 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等		条例第7条（禁止地域）における基準	条例第7条（禁止地域）以外における基準
	表示個数（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等（以下「簡易広告物」という。）に係るものを除く。）	1営業所等につき3個以内	1営業所等につき5個以内
	表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	1営業所等につき10個以内	1営業所等につき10個以内
	表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計10平方メートル以内	合計10平方メートル以内
	道路への突出幅	1メートル以内	1メートル以内
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(3) 条例第10条第2項第2号に掲げる広告物等	表示個数	1団の土地又は1物件につき2個以内	
	表示面積	合計10平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(4) 条例第10条第2項第3号に掲げる広告物等	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。	
	その他	ア 一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(5) 条例第10条第3項に掲げる広告物等	表示面積	1平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(6) 条例第10条第5項第1号に掲げる広告物等	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	

新潟市告示 第 38 号

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）第 7 条及び第 8 条第 1 項第 5 号の規定により禁止地域及び禁止物件を次のとおり指定する。

なお、この指定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 8 年 3 月 1 日

新潟市長 長谷川 義明

1 新潟市屋外広告物条例第 7 条の規程に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

(1) 同条第 1 項第 1 号の規定によるもの

昭和 46 年新潟県告示第 1164 号に定める白山風致地区及び新潟海浜風致地区

(2) 同条第 1 項第 2 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
旧新潟税関	緑町 3437 番 8	史跡	史跡指定地域内
旧新潟税関庁舎	緑町 3437 番 8	建造物	敷地内
新潟県議会旧議事堂	一番堀通町 3 番地 3	建造物	敷地内

(3) 同条第 1 項第 3 号の規定によるもの

名 称	所在地	種 別	指定地域
的場遺跡	的場流通 1 丁目 2 番地 1 他	史跡	史跡指定地域内

(4) 同条第 1 項第 5 号の規定によるもの

市街化調整区域等（新潟市屋外広告物条例施行規則に規定する市街化調整区域等をいう。）における、次に掲げる道路及び鉄道の敷地及びこれらの敷地境界線から両側 300 メートル以内の区域

ア 高速自動車国道の市内全区間

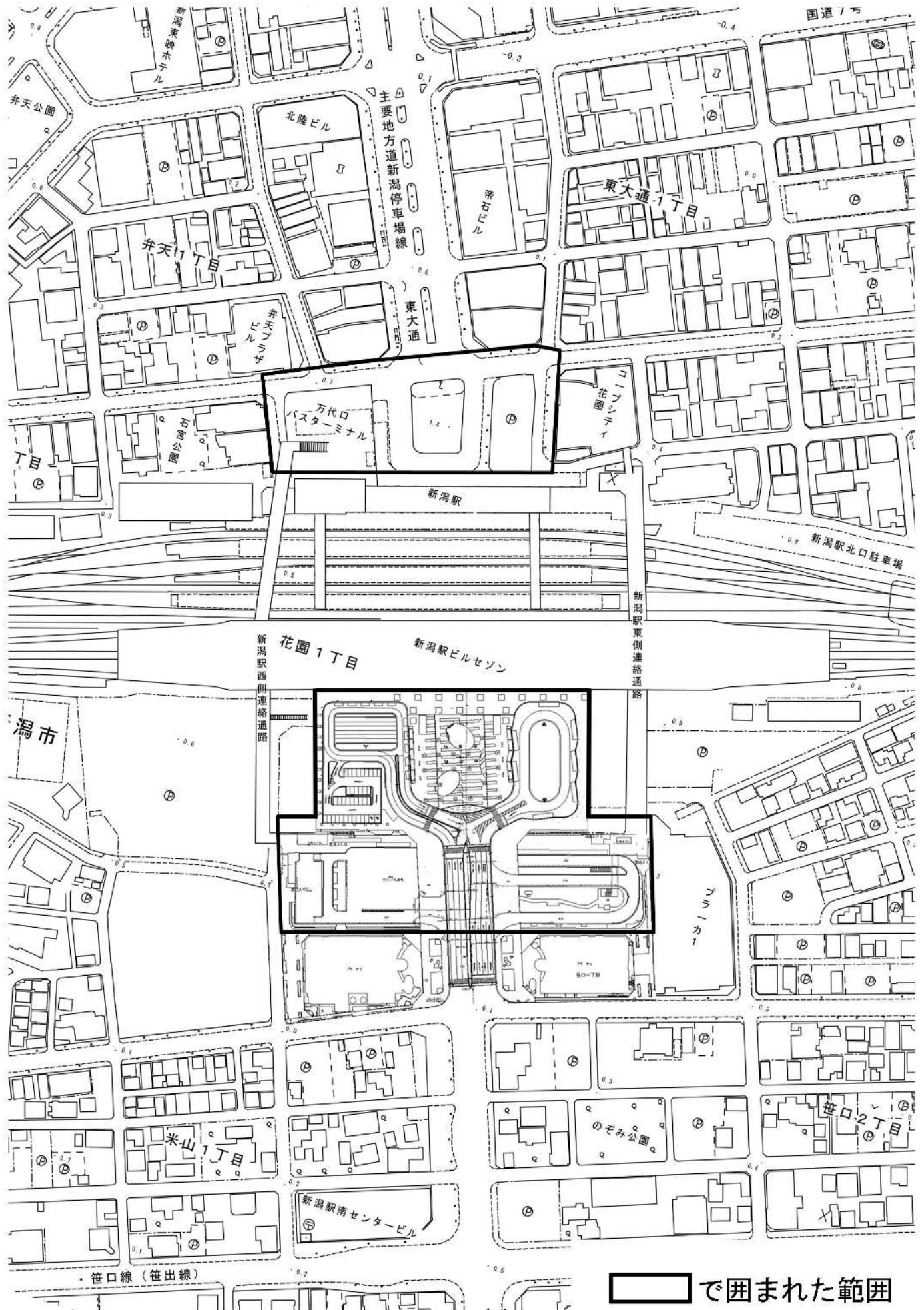
イ 上越新幹線の市内全区間（旅客営業区間に限る。）

(5) 同条第 1 項第 6 号の規定によるもの

新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（昭和 50 年新潟市条例第 3 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された保存樹林のある区域

- (6) 同条第1項第7号の規定によるもの
新潟市都市公園条例（昭和32年新潟市条例第44号）第2条の規定により告示された都市公園
 - (7) 同条第1項第8号の規定によるもの
佐渡弥彦米山国定公園区域のうち市内に存する区域
 - (8) 同条第1項第10号の規定によるもの
別図に定める区域
- 2 新潟市屋外広告物条例第8条第5号の規定に基づき，屋外広告物等を表示し，又は設置してはならない電柱，街灯柱その他電柱の類を次のように指定する。
- 都市計画道路新潟停車場線の区域の電柱，街灯柱その他の電柱の類

別図 禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）



縮尺 2500分の1

新潟市告示 第 115 号

新潟市屋外広告物条例第 13 条の規定による広告物活用地区の指定に関する告示

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号。以下「市条例」という。）第 13 条の規定により、広告物活用地区を指定し、広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置する場合の基準を次のとおり定める。

平成 26 年 2 月 14 日

新潟市長 篠田 昭

1 名称

万代シティ広告物活用地区

2 目的

万代シティ広告物活用地区（以下「活用地区」という。）は、大規模な商業開発により、市内でも随一の来街者数を誇る商業地域として、また、交通結節点としての役割を有する地域として発展してきた。これらの多くの歩行者が往来しているため、これまでも歩行者に向けての街路空間の形成に努めてきた地域である。

歩行者に向けた屋外広告物を活用することにより、当該地区内の都市空間の景観、明るく安全なイメージ等を維持し、又は向上させつつ、商業活動を今後ますます活性化させることを目的として別図の区域を広告物活用地区とするものである。

3 市条例第 13 条第 2 項の市長が定める基準

- (1) 活用地区内に表示し、又は設置する壁面広告は、次の表に掲げる規格に従い、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告（建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	規制なし
		表示面積	規制なし
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓及び開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料及び反射塗料を使用しないこと。

- (2) (1)のうち、地区内の中央区万代1丁目5番1号及び中央区万代1丁目6番1号に存する建築物の国道7号及び市道東港線に面する壁面に設置し、又は表示する壁面広告は、次の表に掲げる基準に適合するものであること。

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	規制なし
		表示面積	壁面の総面積の4分の1以内
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓及び開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料及び反射塗料を使用しないこと。

- (3) 活用地区内において次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する許可を受けようとする者は、許可の申請をする日の30日以上前に、その内容を市長と協議（以下「景観事前協議」という。）しなければならない。

ア 地上からの高さが15メートルを超えるもの

イ 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの

ウ 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを

超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が当該外観の面積の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

(4) 活用地区内の中央区万代1丁目5番1号及び中央区万代1丁目6番1号に存する建築物においては、国道7号及び市道東港線に面する壁面に壁面広告を表示し、又は設置するための許可を受けようとする者は、許可を申請する日の30日以上前に、景観事前協議しなければならない。

(5) 活用地区内における景観事前協議の際は、事前に地区に相応しい広告物かどうかを万代シテイ商工連合会商店街振興組合（以下「本組合」という。）が審査を行った上で、本組合の承認印を押印して景観事前協議を行う者に届け出ることにより、活用地区に相応しい広告物のデザインを維持し、向上を図るものとする。

4 市条例第13条第2項の市長が指定する物件

(1) 高架構造物（市道東港線及び市道弁天町線上に架かる高架構造物の道路に面する部分を除く。）

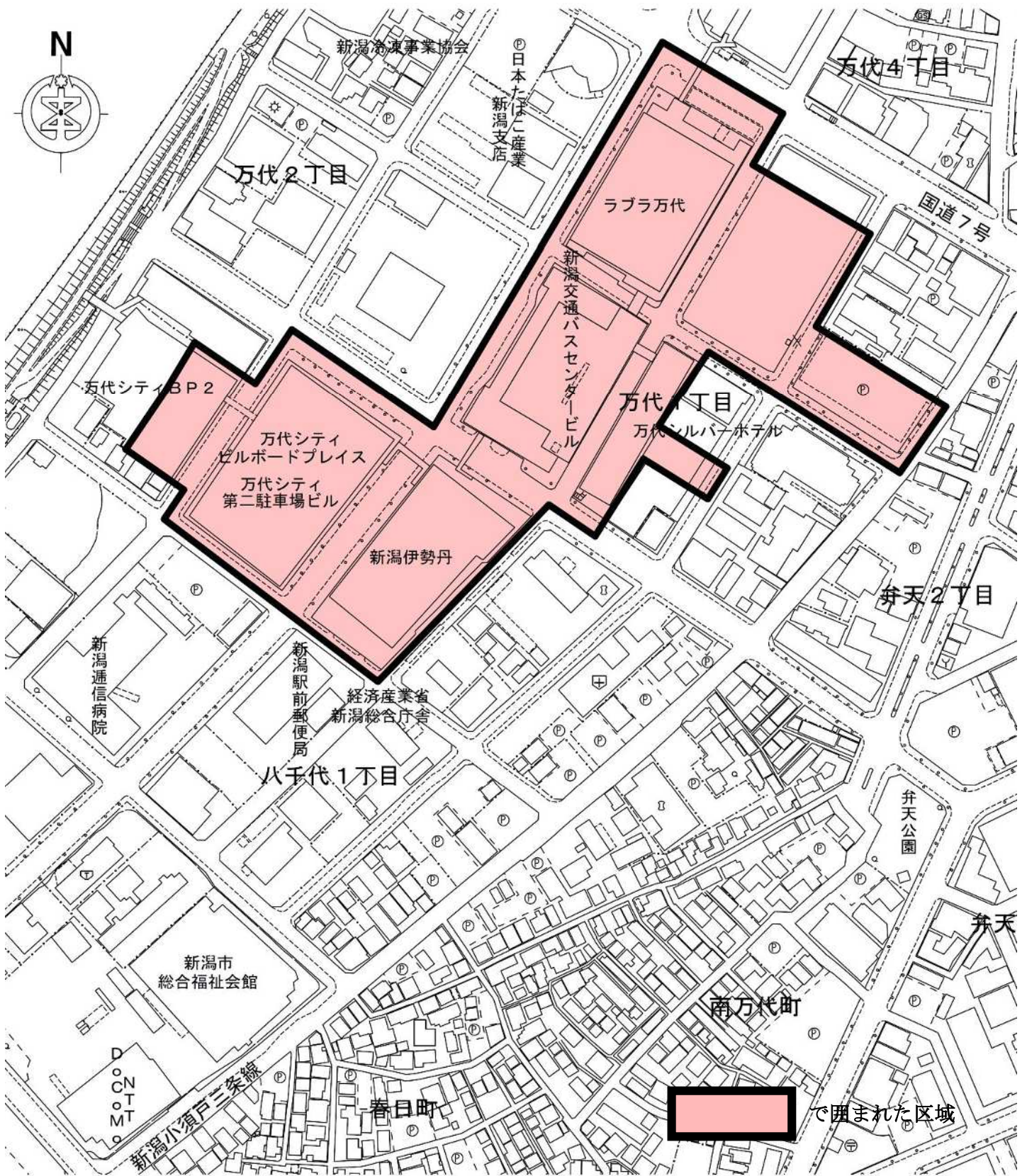
(2) 電柱、街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識

(3) 地下道の上屋

(4) アーチの支柱及びアーケードの支柱その他これらに類するもの

別図

万代シティ広告物活用地区 区域図



縮尺 1500分の1